

第2章

本市の環境を取り巻く状況と課題



2-1 本市の概要

本市は1970（昭和45）年8月に名護町・屋部村・羽地村・屋我地村・久志村の5町村の合併によって誕生し、55の区を有しております。

沖縄本島北部圏域の玄関口として、交通・産業等の中核を担ってまいりました。

以下に、本市の概要を示します。

（1）位置・地勢（図2.1）

沖縄本島の北部、やんばると称される地域に位置し、東側が太平洋、西側が東シナ海に面しており、北西側が本部町・今帰仁村、北東側が大宜味村・東村、南側が恩納村・宜野座村に接しています。

総面積は210.80平方キロメートル（東西に25km、南北に20km）で、沖縄県の総面積の約9%を占め、竹富町、石垣市に次いで広大な面積を有しています。

県都那覇市から51kmの距離にあり、国道58号、国道329号、沖縄自動車道によって結ばれています。また、那覇空港からは、沖縄自動車道を使い、車で約1時間の距離にあります。（数値参照：「沖縄県市町村概要（2025（令和7）年3月）」発行：（公財）沖縄県市町村振興協会）

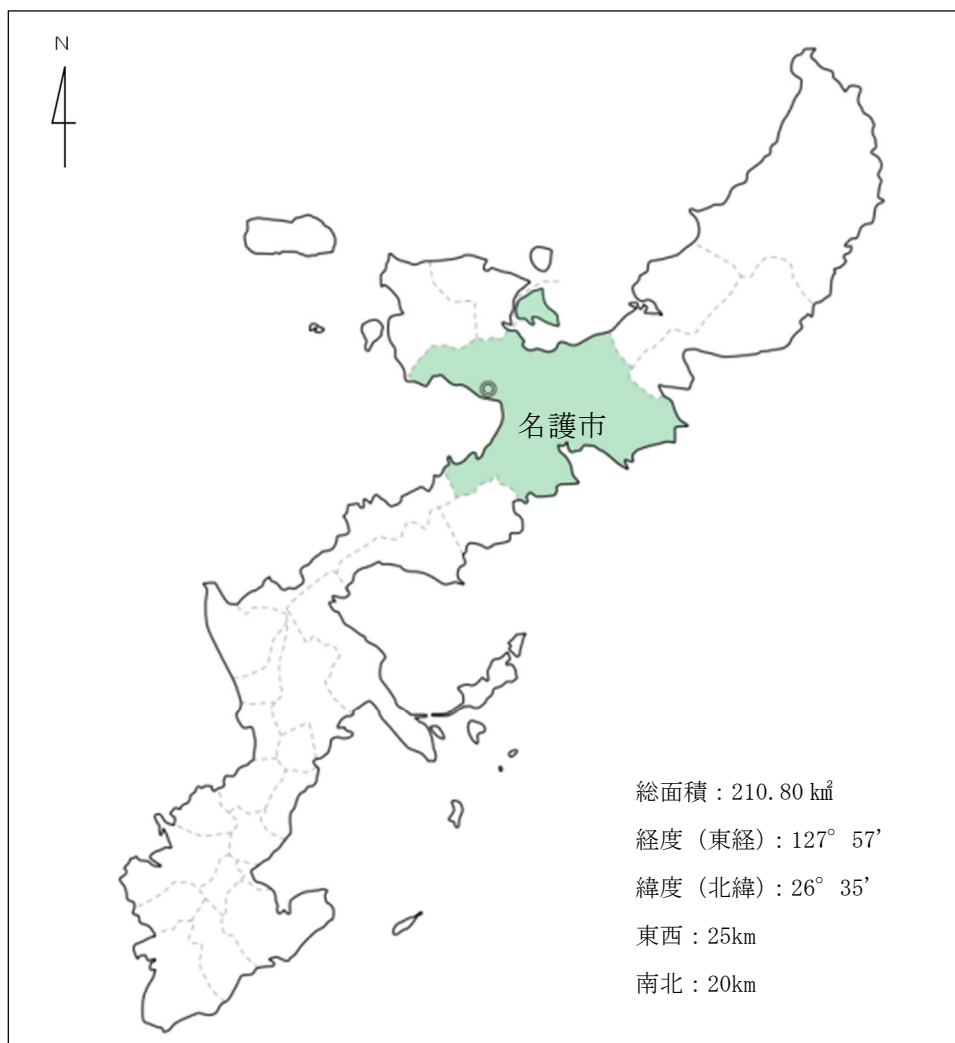


図2.1 本市の位置

(2) 気候

①年平均気温 (図 2.2)

沖縄気象台が名護特別地域気象観測所を設置した 1966 (昭和 41) 年から、10 年あたり 0.22°C の上昇傾向にあり、熱中症の増加や農林水産業への影響なども懸念されております。

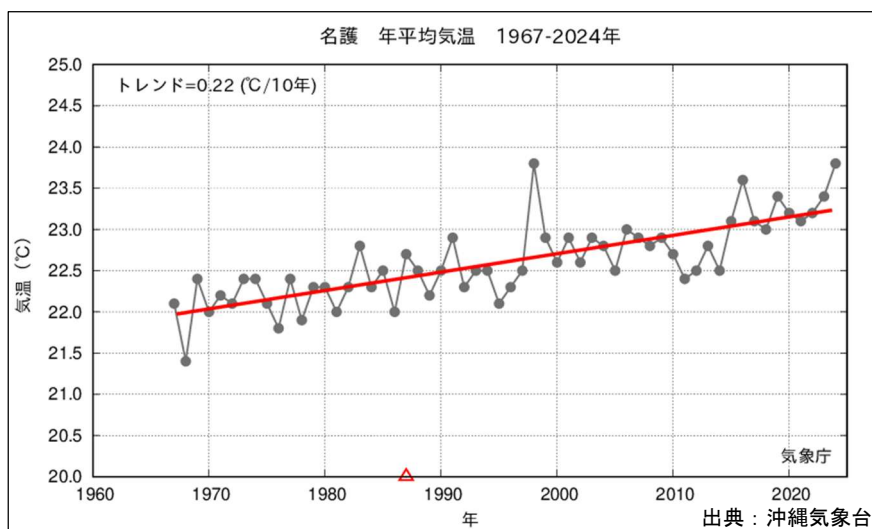


図 2.2 本市における年平均気温の推移 (名護特別地域気象観測所)

②年降水量 (図 2.3、図 2.4)

本市は年降水量が多く、1 年を通して温暖な気候であることから亜熱帯海洋性気候に属しています。月ごとの降水量は梅雨期の 5 月～6 月と台風が多く襲来する 8 月～9 月が多く、年降水量の増加傾向はみられないものの、1 時間あたりの降水量が 50mm を超える集中豪雨の発生回数については、1966 (昭和 41) 年以降では直近 10 年が最多となっております。

全国的に大雨などによる水害や土砂災害などのニュースが多く見受けられるようになり、本市においても同様の被害が近年増加しております。

先述した年平均気温の上昇や集中豪雨の発生回数増加など、気候変動による自然災害の防止や減災のための調査・インフラ整備等が課題となっております。

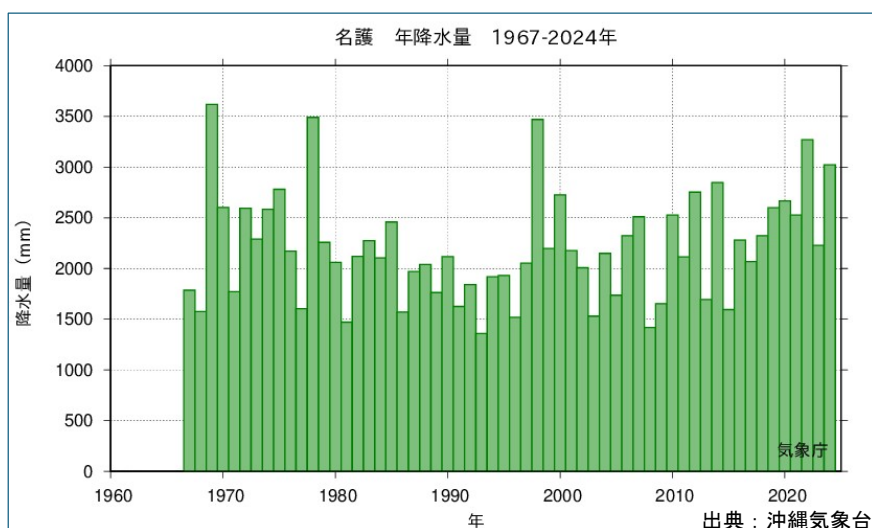


図 2.3 本市における年降水量の推移 (名護特別地域気象観測所)

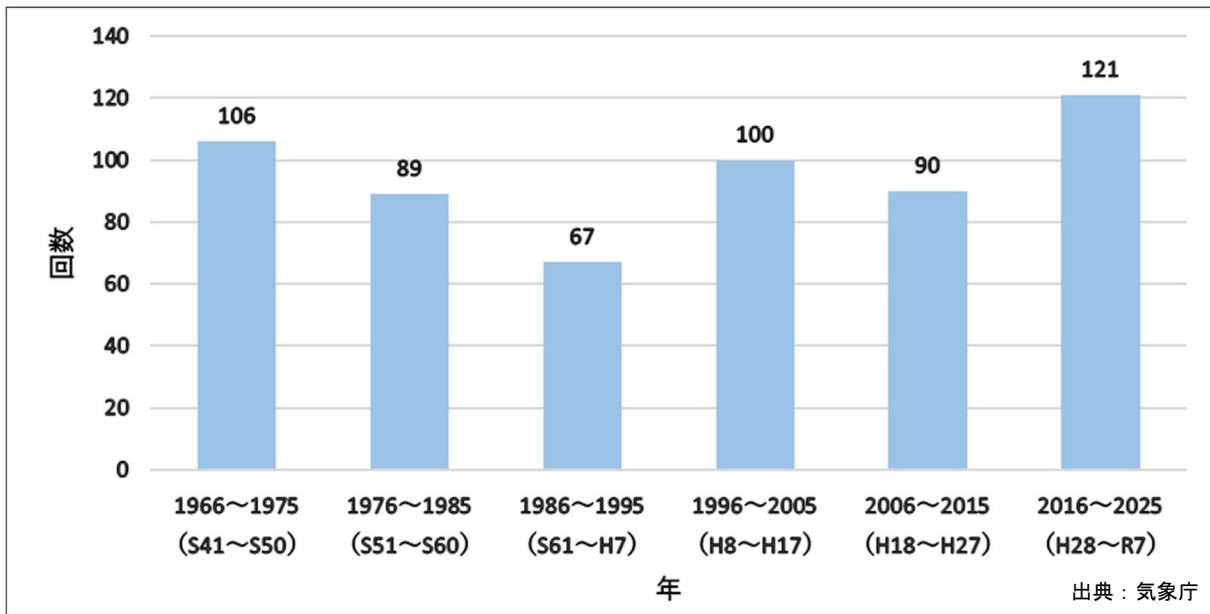


図 2.4 本市における降水量が 50mm/h 以上の発生回数（10 年ごとの合計値）

（3）人口・世帯数

①人口及び世帯数の推移（図 2.5、図 2.6）

屋部地区、名護地区、羽地地区では、人口及び世帯数ともに増加傾向にあります。一方、屋我地地区、久志地区においては、人口及び世帯数ともに減少傾向にあります。

人口は屋部地区が最も増加しており、2015（平成 27）年度と比較すると、2024（令和 6）年度までの 10 年間で約 24.5%増加しています。

世帯数においても屋部地区が最も増加しており、2015（平成 27）年度と比較すると、2024（令和 6）年度までの 10 年間で約 35.9%、次いで名護地区で約 16.5%、羽地地区で約 12.6%増加しています。

本市全体では人口・世帯数ともに増加しており、それに伴いごみの排出量も増加していくことが予想され、1 人あたりのごみ排出量減量が課題となっております。

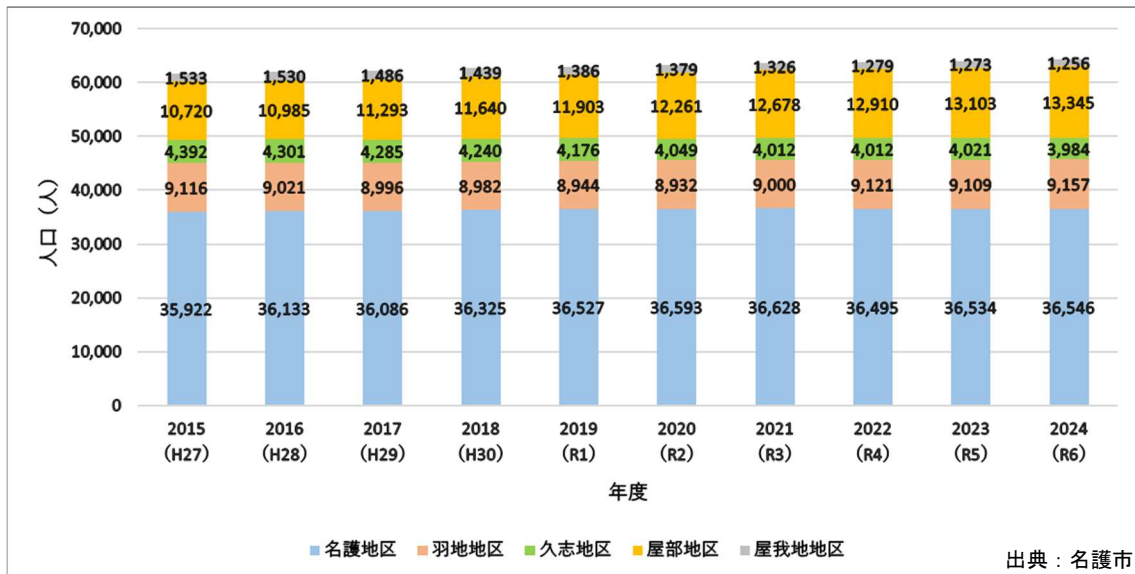


図 2.5 本市における人口推移

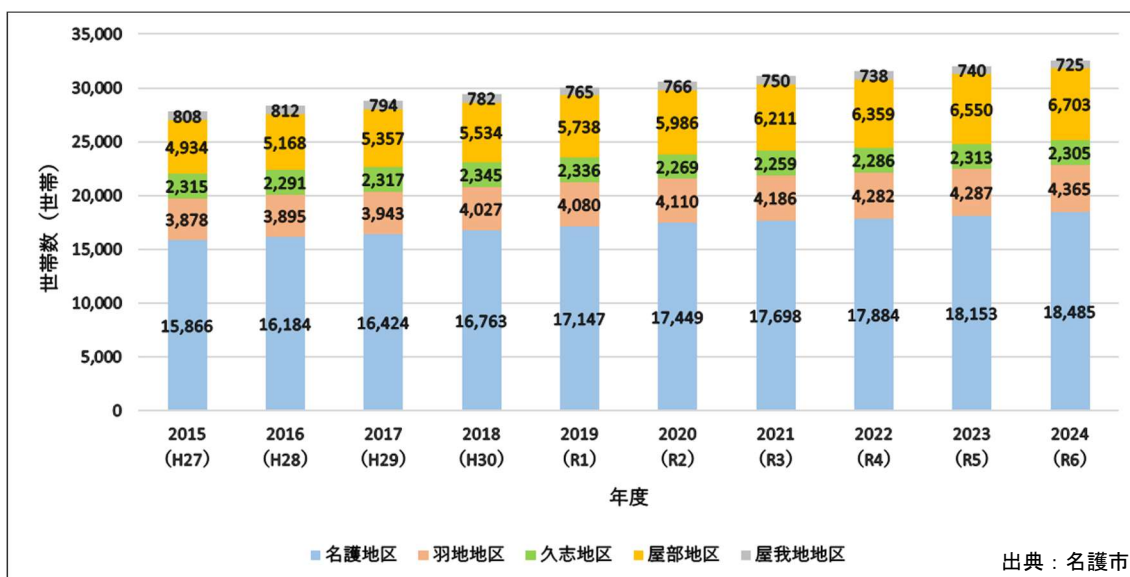


図 2.6 本市における世帯数推移

②外国人人口の推移 (図 2.7)

外国人人口は久志地区が最も増加しており、2015（平成 27）年度～2024（令和 6）年度の 10 年間で約 4.7 倍、名護地区で約 3.2 倍、羽地地区で約 3.4 倍、屋部地区で約 3.7 倍となっており、いずれも 3 倍以上となっております。名護市全体では約 3.4 倍となり、2024（令和 6）年度時点で 1,040 人となっております。

市民の国籍や文化、言語が多様化していく中で、誰もが環境情報を取得でき、豊かに生活できるようにする必要があります。

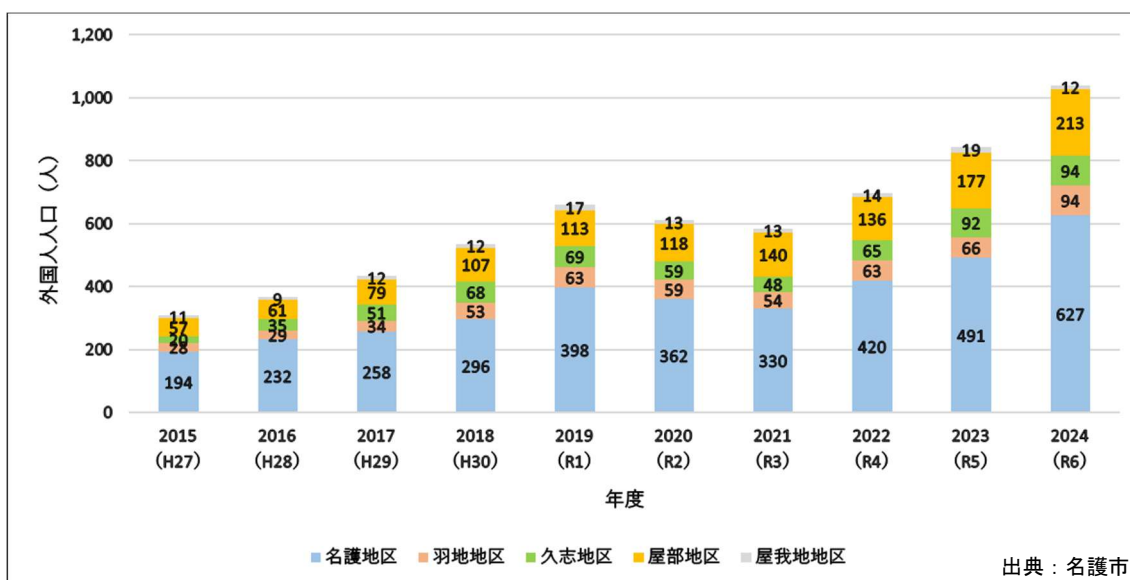


図 2.7 本市における外国人人口推移

③区加入率 (図 2.8)

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度の区加入率の推移は全体的に約3ポイントの減少となっており、地区別で見ると、名護地区、羽地地区、屋部地区で減少し、久志地区、屋我地地区で増加となっております。

人口及び世帯数が最も増加していた屋部地区の区加入率は、約4.5ポイントの減少となっており、最も減少した地区となりました。

価値観やライフスタイルが多様化する中で、人口と世帯数が増加しているにもかかわらず区加入率が低下しているということは、市民同士のつながりが希薄になることと、地域を支える人材が不足することが懸念され、地域防災や地域防犯機能の低下、地域文化の衰退、地域産業の衰退などが考えられます。

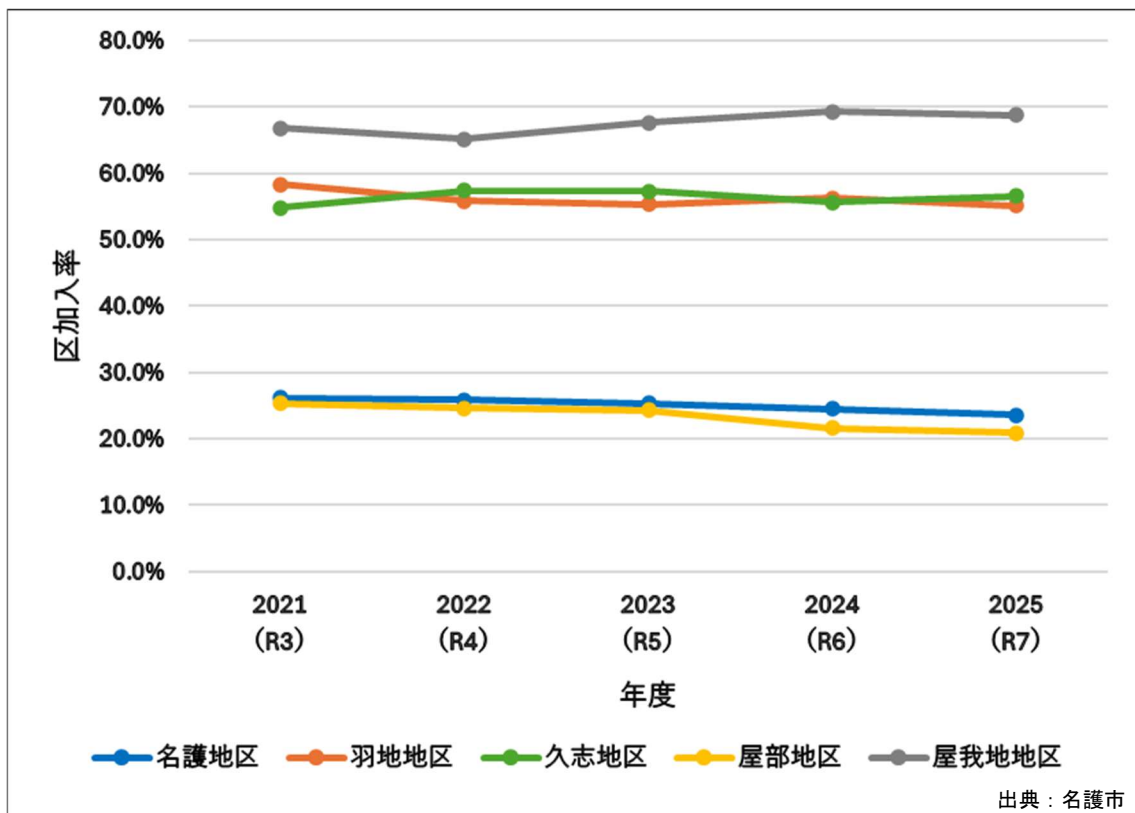


図 2.8 本市における区加入率の推移 (地区別)



(4) 土地利用

①地目別土地面積割合 (図 2.9)

名護市の地目別土地面積割合は2021(令和3)年時点では山林が約32.8%と最も多く、次いで原野が21.6%、農地(田・畑)が20.9%を占めており、2001(平成13)年と比べると山林と農地は減少しております。

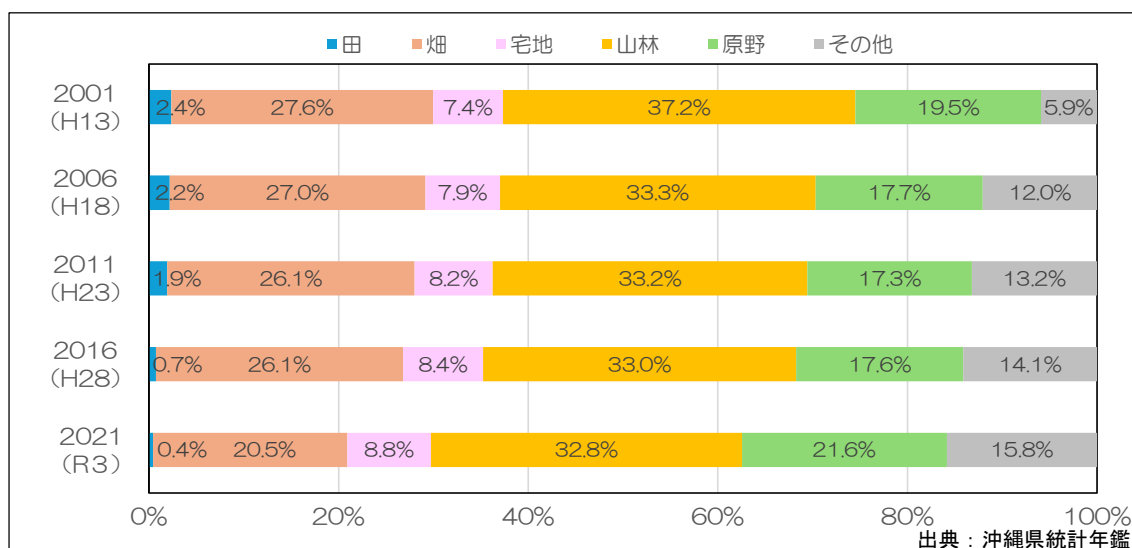


図 2.9 本市における地目別土地面積割合の推移

②空家等の状況 (表 2.1)

本市の空家等の状況について、2017(平成29)年度と2022(令和4)年度の調査結果を比較すると、本市全体では世帯数に占める空家等の割合は0.45ポイント増加しています。

地区別にみてもすべての地区で空家等の割合は増加しており、特に屋我地地区では2.02ポイントと大幅な増加となりました。

管理が行き届かず放置されている空家については、隣接地への草木のはみ出しやごみの放置など、近隣住民への影響が懸念されます。また、外壁や窓等の破損により敷地及び建物内への侵入が可能な空家もあり、ごみが放置されるなどの衛生面や、防犯面においても問題を抱えている建物もみられます。

なお、改修により居住可能な建物もあり、有効活用が期待できるものもみられます。



表 2.1 本市における空家等の状況

地域	2017（平成29）年度			2022（令和4）年度			増加	
	A	B	C (B/A)	D	E	F (E/D)	E-B	F-C
	世帯数 (世帯)	空家等 (件)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	空家等 (件)	割合 (%)	増加件数 (件)	増加 (ポイント)
名護地区	16,510	124	0.75	17,930	201	1.12	77	0.37
屋部地区	5,343	26	0.49	6,365	52	0.82	26	0.33
屋我地地区	804	35	4.35	753	48	6.37	13	2.02
羽地地区	3,910	99	2.53	4,241	147	3.47	48	0.93
久志地区	2,452	131	5.34	2,358	146	6.19	15	0.85
合計	29,019	415	1.43	31,647	594	1.88	179	0.45

出典：名護市空家等実態把握調査報告書（2023（令和5）年）

③指定避難所等（表 2.2）

本市における指定避難所1箇所に対する人口は5,844人となっており、指定緊急避難場所については637人となっております。

地区別における指定避難所1箇所に対する人口は、久志地区が1,992人と最も少なく、屋部地区が13,345人と最も多くなっております。

屋我地地区においては、令和5年3月時点で指定避難所の設定はありませんが、指定緊急避難場所は10箇所あり、1箇所あたりの人口が最も少なくなっております。

表 2.2 本市における指定避難所及び指定緊急避難場所

	指定避難所			指定緊急避難場所		
	箇所数	人口 (人)	人口/箇所数 (人)	箇所数	人口 (人)	人口/箇所数 (人)
名護地区	5	36,546	7,309	36	36,546	1,015
羽地地区	3	9,157	3,052	17	9,157	539
屋部地区	1	13,345	13,345	13	13,345	1,027
久志地区	2	3,984	1,992	25	3,984	159
屋我地地区	0	1,256	-	10	1,256	126
合計	11	64,288	5,844	101	64,288	637

出典：名護市地域防災計画（令和5年3月）
※人口は令和6年度時点

(5) 産業

①産業構造 (表 2.3)

本市の事業所数は2,782件であり、従業員数は29,318人となっています。産業大分類別の従業員数割合は、第三次産業が25,973人と全体の約89%を占め、従業員数の割合では「医療、福祉」が6,590人(約22%)と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が4,852人(約17%)、「宿泊業、飲食サービス業」が4,451人(約15%)となっています。

表 2.3 本市の産業大分類別(事業所及び従業員数)

産業大分類		事業所数 (件)		構成比 (%)		従業員数 (人)		構成比 (%)	
総数		2,782		100.00%		29,318		100.00%	
第一次産業	農林漁業	34	34	1.22%	1.22%	232	232	0.79%	0.79%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	276	2	9.92%	5.97%	3,113	15	10.62%	0.05%
	建設業		166				1,709		5.83%
	製造業		108				1,389		4.74%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2,472	6	88.86%	25,973	88.59%	122	0.42%	
	情報通信業		25				387	1.32%	
	運輸業、郵便業		41				748	2.55%	
	卸売業、小売業		653				4,852	16.55%	
	金融業、保険業		38				396	1.35%	
	不動産業、物品賃貸業		154				561	1.91%	
	学術研究、専門・技術サービス業		110				1,012	3.45%	
	宿泊業、飲食サービス業		489				4,451	15.18%	
	生活関連サービス業、娯楽業		274				1,131	3.86%	
	教育、学習支援業		144				2,237	7.63%	
	医療、福祉		277				6,590	22.48%	
	複合サービス事業		15				292	1.00%	
	サービス業(他に分類されないもの)		206				2,031	6.93%	
	公務(他に分類されるものを除く)		40				1,163	3.97%	

出典：2021(令和3)年経済センサス活動調査

②年間観光客入込状況 (図 2.10)

本市における年間観光客入込状況は2018(平成30)年が最も多く、6,661,350人(うち、外国人入込客数1,287,615人)でした。

2020(令和2)年～2021(令和3)年はコロナ禍のため大幅に減少していますが、2022(令和4)年以降は回復傾向がみられ、2024(令和6)年には、ピーク時(2018(平成30)年)の80%程度まで回復しています。

また本市は、美ら海水族館(本部町)をはじめ、古宇利島(今帰仁村)や、2025(令和7)年7月にオープンしたジャングリア沖縄(今帰仁村)などの人気観光スポットへのアクセスも良いことから、引き続き観光客の増加が予想されます。

なお、外国人入込観光客数は、東アジア、東南アジアを中心に、2019(令和元)年の1,524,256人が最多となっています。

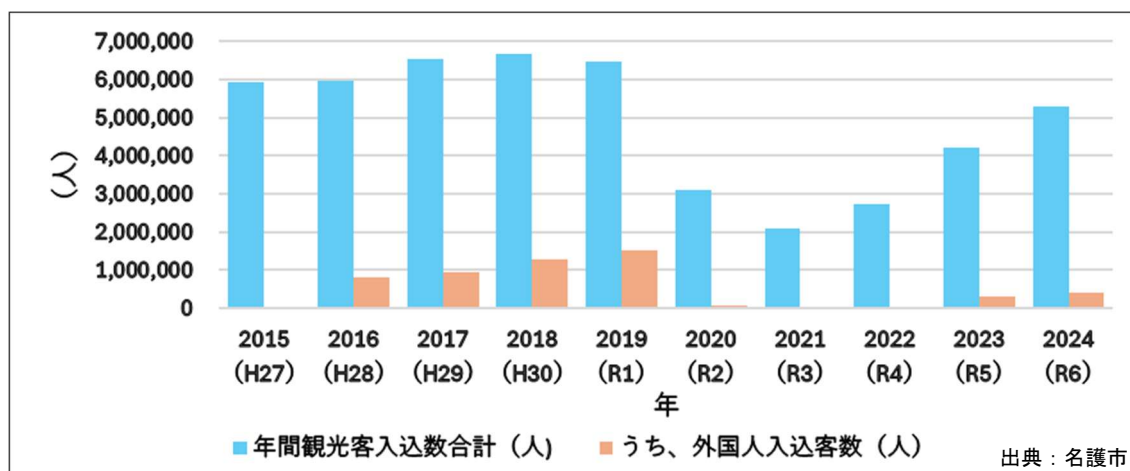


図 2.10 本市における年間観光客入込状況

③修学旅行入込状況 (図 2.11)

本市における修学旅行入込状況(学校数)は2015(平成27)年が最も多く、423校(県全体の約8.6%)でした。

2021(令和3)年はコロナ禍のため大幅に減少していますが、2022(令和4)年以降は回復傾向がみられ、2024(令和6)年の修学旅行入込状況(学校数)は、ピーク時(2015(平成27)年)の86%程度まで回復しています。

また、県全体に占める割合は増加傾向がみられ、修学旅行入込状況(学校数)としては、毎年上位4市町村に入っています。

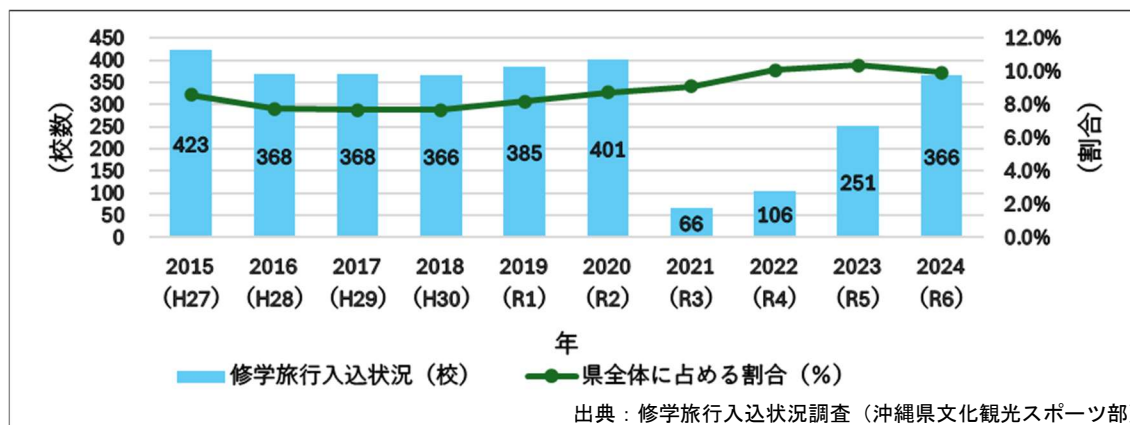


図 2.11 本市における修学旅行入込状況(学校数)

(6) 交通

①自動車保有台数 (図 2.12)

本市における自動車保有台数は全車種で増加傾向にあり、2022（令和4）年に51,709台となっています。人口の増加に伴って自動車保有台数も増加したと考えられます。

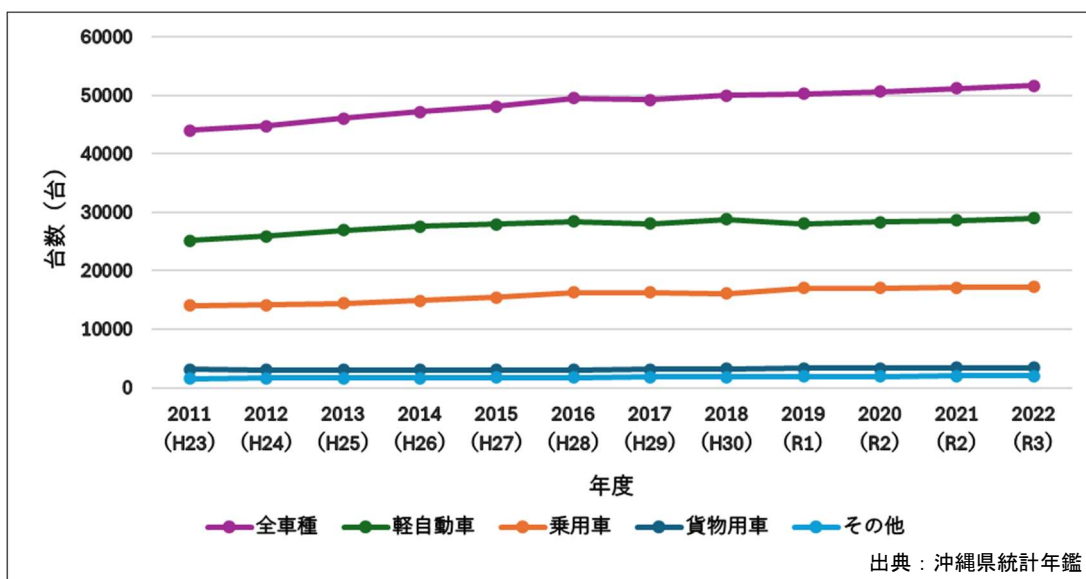


図 2.12 本市における自動車保有台数

②名護市コミュニティバス利用者数 (図 2.13)

本市におけるコミュニティバス「なご丸」の累積利用者数は、運行開始の2023（令和5）年9月から2025（令和7）年6月までの1年10ヶ月で111,280人となっており、2025（令和7）年6月の利用者数は7,520人となっております。

循環線、二見以北線及び羽地・屋我地線とも利用者が増加傾向にあり、市民や観光客の交通手段として今後も利用者の増加が期待されます。

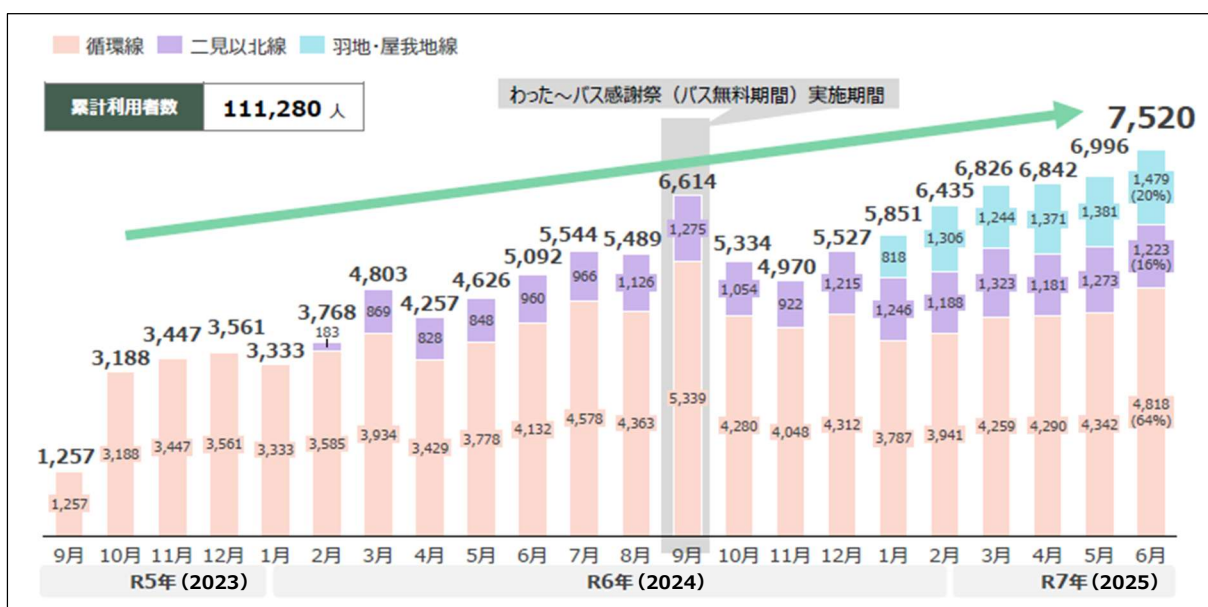


図 2.13 名護市コミュニティバス利用者数の推移

(7) 環境

①本市の生態系 (図 2.14)

本市には南北に貫く脊梁山系と、八重岳、安和岳、嘉津宇岳からなる山系の2つの山系があります。また、本市の約80%が自然的土地利用となっており、その内、山林が約半分を占めています。

本市の植生は、基盤となる土壌が東側と西側で大きく異なっているため、国頭マージ^{※1}で構成されている東側は主にシイ林からなる森林景観、島尻マージ^{※2}で構成されている西側は主にヤブニッケイ林からなる森林景観となっています。

本市の河川は、嘉津宇岳・八重岳の山系と名護岳・多野岳や久志岳・辺野古岳等の脊梁山系を源に発達しており、太平洋及び東シナ海へ注いでいます。本市を代表する大きな河川は、源河川と羽地大川が挙げられ、河川勾配が比較的ゆるやかで、川を中心とする生態系が豊富に形成されています。

本市は、沖縄本島で唯一、太平洋、東シナ海、羽地内海の3つの海域を有し、東西の両岸にまたがる広大な市域には、長く変化に富んだ海岸地形が広がっています。沿岸域ではサンゴ礁が発達し、陸地を取り囲むようにヒシ・イノーや干潟等が形成されています。市の東側では特にサンゴ礁が発達し、ヒシやイノーが形成されています。また、羽地内海では干潟が形成され、屋我地島の羽地内海側の沿岸部は、希少なマングローブの分布地として、渡り鳥の集団渡来地となっています。

本市の動物相の特徴としては鳥類の多さが挙げられ、羽地内海や屋我地島一帯が渡り鳥の集団渡来地として「屋我地島獣保護区(国指定)」に指定されています。この他、「嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域(県指定)」、「沖縄海岸国定公園」、「名護岳鳥獣保護区(県指定)」や風致地区^{※3}、保安林が指定されており、生物多様性の保全が図られています。

しかしながら、本市では多くの外来種の侵入・定着が確認されており、ファイリマングースやタイワンハブなどの特定外来生物は、地域特有の生態系、人々の生活圏などへの影響が懸念されるため、市、市民及び事業者が協働して外来種防除に取り組む必要があります。

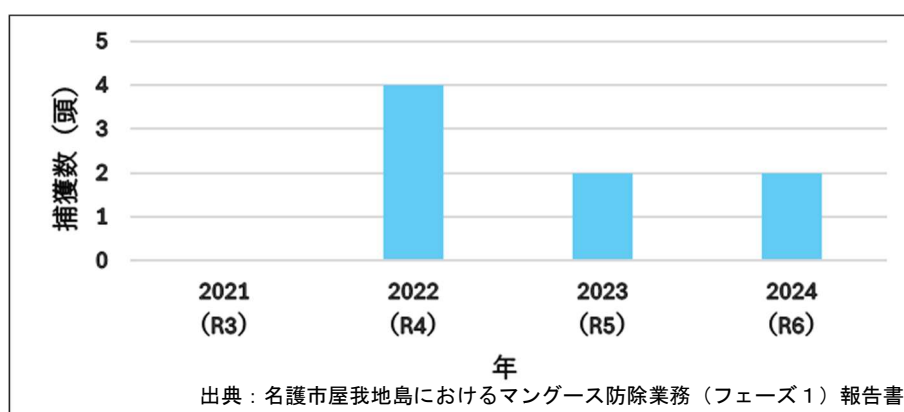


図 2.14 ファイリマングース捕獲数（屋我地地区）

※1：国頭マージとは、主に沖縄島、久米島、石垣島に分布する土壌で古生層粘板岩や石灰岩及び洪積層等に由来する赤黄色土のことです。

※2：島尻マージとは、主に沖縄島南部、宮古島に分布しサンゴ石灰岩を母材とする暗赤色土のことです。

※3：風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めています。

■コラム①：生物多様性の保全と特定外来生物

私たちの地球には、目に見えない細菌からゾウのような大きなものまで、3,000万種類もの生き物がいるといわれています。すべての生き物は長い歴史の中、異なる環境下で自分たちの居場所を見つけながら、共に進化してきました。

アリもハトも、ライオンもヒトも、タンポポも柿の木も、バクテリアも、それぞれの個性を認め合い、お互いにつながり、直接的・間接的に支え合ってきたからこそ、私たちはいま存在しているのです。このことを生物多様性と呼びます。

近年、日本では生物多様性が危ないと言われていています。

原因は、大きく分けて、「開発や乱獲で種が減ったり絶滅の危機が迫ったりしていること」、「里地里山などの手入れが不足して自然の質が低下していること」、「外来種などの持ち込みにより生態系が乱れていること」、「気候変動など地球環境が変化していること」の4つです。そのせいで、日本の野生動植物の約3割が絶滅しようとしているのです。

出典：「もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin 連載 自然共生サイトってなんだろう？」
(環境省 大臣官房総務課広報室 2023(令和5)年7月19日)

その外来種のなかでも、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物といいます。特定外来生物に指定された生物については、輸入、放出、飼養等、譲渡等の禁止など厳しく規制されます。また、特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

本市においてもさまざまな特定外来生物が確認されており、生物多様性が脅かされています。

生物多様性を保全する取組の推進には、行政だけではなく、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組んでいくことが重要です。

マングースってどんな動物？



ファイリマングース
Haplorhina viverrina

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(特定外来生物)に基づき「**特定外来生物**」に指定されており、飼養・飼育・譲渡・販売・輸入などが罰則として禁止されています。

△ 特定外来生物の禁止事項

飼育	飼養	譲渡
販売	輸入	

分布

生体

生活史

食性

主な侵略的外来種(動物・植物)

見つけた場合は危険なため名護市環境対策課へ連絡してください。

特定外来生物

タイワンシオ (学名: *Liasis fuscus*)

特長が、国内産水蛇の1.2倍(2.2倍)、大型哺乳類や鳥類も捕食できるため、在来種や在来種への影響が大きい。

特定外来生物のため、土地所有者または管理者が見つけた場合は、その場で駆除して適正に処理する必要があります。防除方法①を参照。

ナガエツルノゲイトウ (学名: *Chromolaena polinoensis*)

水辺の湿った環境に生える多年草。葉の裏は白く、花は赤い。成長が速く、繁殖力が高い。

特定外来生物

グリーンアノール (学名: *Anolis carolinensis*)

緑色の体色に黄色のラインが入ったアノール。オスは赤い大きな目玉を持っている。

特定外来生物のため、土地所有者または管理者が見つけた場合は、その場で駆除して適正に処理する必要があります。

シロアゴガエル (学名: *Rhombophryne bicolor*)

上唇と下唇が黒く、体は黒い。繁殖力は非常に高い。乾燥した環境でも生き残り、繁殖力が高い。

本市で確認された主な特定外来生物

出典：名護市屋我地島におけるマングース防除パンフレット

②赤土堆積状況 (図 2.15)

本市では、土壌の性質上、降雨によって赤土等が流出しやすいという特徴があります。

特に、本土復帰の1972(昭和47)年以降は、ダム建設や河川改修工事、サトウキビやパインの作付けが増えたことによる農地の基盤整備等が急増し、赤土流出問題が顕在化してきました。

このような開発現場等からの赤土等の流出を防ぐため、沖縄県は1994(平成6)年度に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定しました。

沖縄県では、沖縄県赤土等流出防止条例及び沖縄県赤土等流出防止対策基本計画に基づき、陸域における赤土等流出防止対策の効果を検証するため、2012(平成24)年度から県内28海域における赤土等の堆積状況を把握することを目的とした「赤土堆積状況等定点観測調査」を実施しています。

本市においては「源河川河口」が定点観測地点として選定されており、赤土堆積状況(S P S S)は概ね良好に推移していますが、6月～7月(梅雨後)においては、S P S Sランクが悪化する傾向がみられます。S P S Sランク6(≧50)以上は、「明らかに人為的な赤土等の流出による汚染があると判断」と定義されています。

梅雨後調査の結果がランク6以上になる原因として、梅雨時の降雨により赤土等が流出し海域に堆積したためと考えられます。

流出した赤土等は、河川や海域の生態系への悪影響が懸念されていることから、「沖縄県赤土等流出防止条例」の遵守だけでなく、陸域における沈砂池^{※4}やグリーンベルト^{※5}等の設置、適切な維持管理による赤土等流出防止対策、市民への普及啓発などが求められます。

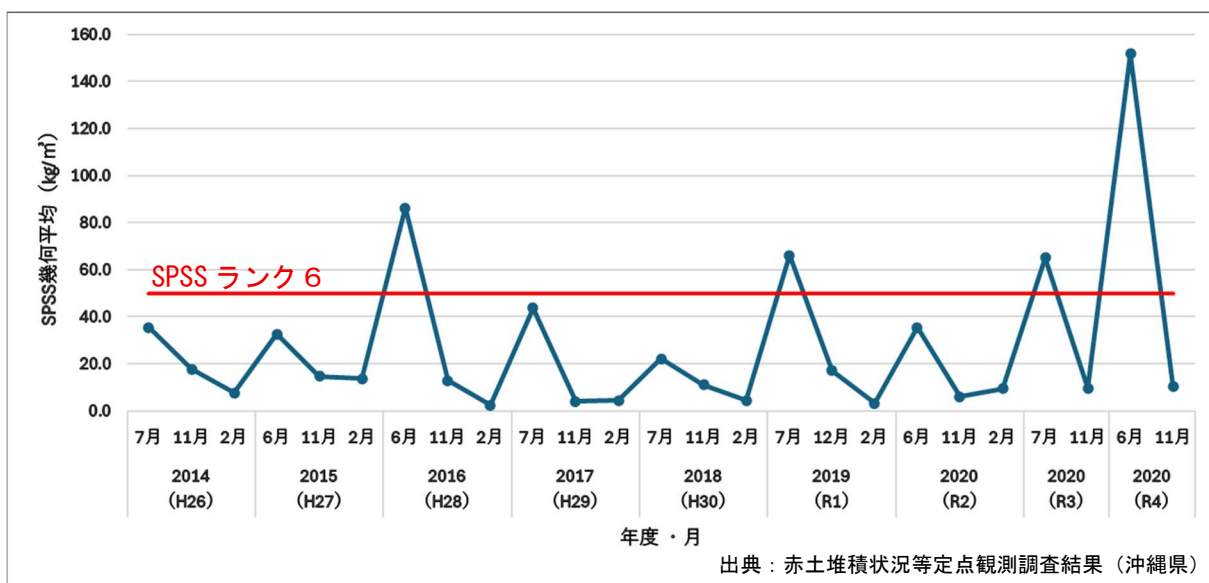


図 2.15 S P S Sの状況（源河川河口）

※4：沈砂池とは、水中の土砂や比重の大きい固形物（砂、れきなど）を沈殿させて除去するための人工的な池のことです。

※5：グリーンベルトとは、裸地や畑の周辺、斜面の下側などに、樹木や草本などの植物を帯状に植えることにより、赤土等の流出を防ぐ対策方法のことです。グリーンベルトは、緑肥やマルチング（農地における赤土流出を防止するための方法。ススキなどの落ち葉で畑の表面を覆うことにより、土壌浸食を抑制）などとともに、一般的に行われている赤土流出防止対策で、農地などの赤土流出源では重要な防止対策となっています。赤土の流出をおさえるとともに、畑の土が側溝に落ちるのも防ぎます。赤土流出量の50%程度を軽減する効果があるといわれています。

③水質 (図 2.16、表 2.4)

水質環境については、河川、海域、地下水の水質汚濁に対する環境基準が「環境基本法」によって定められており、「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」27項目と「生活の保全に関する基準（生活環境項目）」9項目があります。

沖縄県では、水質汚濁防止法（1970（昭和45）年 法律第138号）第15条の規定に基づいて県内公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行い、同法第17条の規定に基づいてその結果を公表しております。

本市では、羽地大川、我部祖河川、汀間川、源河川の4河川と、名護湾、羽地内海の2海域で水質の測定が行われており、我部祖河川では3箇所中1箇所の測定地において、BOD^{※6}の環境基準（A類型 2mg/L）が達成されていない^{※7}ものの、一般に魚類が生息できるとされる5mg/L（環境基準：C類型）を概ね下回っており、健康項目においては全ての項目で環境基準を満たしております。

※6：BODとは、生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、好気性微生物が水中の有機物などの汚れを酸化分解する時に消費される酸素の量を表し、河川における水質汚濁指標（有機物の汚れ）に用いられます。なお、各家庭から流されている生活排水が、BOD値が高くなる大きな原因となっており、BOD値が高いということは、水中に有機物が多く含まれていることを表し、それを酸化分解するため多くの酸素が必要になり、水中の酸素がより減少するため、生物が窒息死することがあります。

※7：我部祖河川（1）については、1974（昭和49）年度の類型設定前の調査時点では簡易水道の水源であったことからA類型とされたものの、翌年度の類型設定時（1976（昭和51）年3月）には簡易水道が廃止されました（1975（昭和50）年9月に廃止済）。類型については、上位の類型に変更することは可能ですが、環境庁告示第59号「水質汚濁にかかる環境基準（昭和46年12月28日）」で「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。」という一文があることから、現時点でA類型から下位のB類型へ変更することは難しい状況となっています。（出典：沖縄県衛生環境研究所所報 第51号（2017）p61）

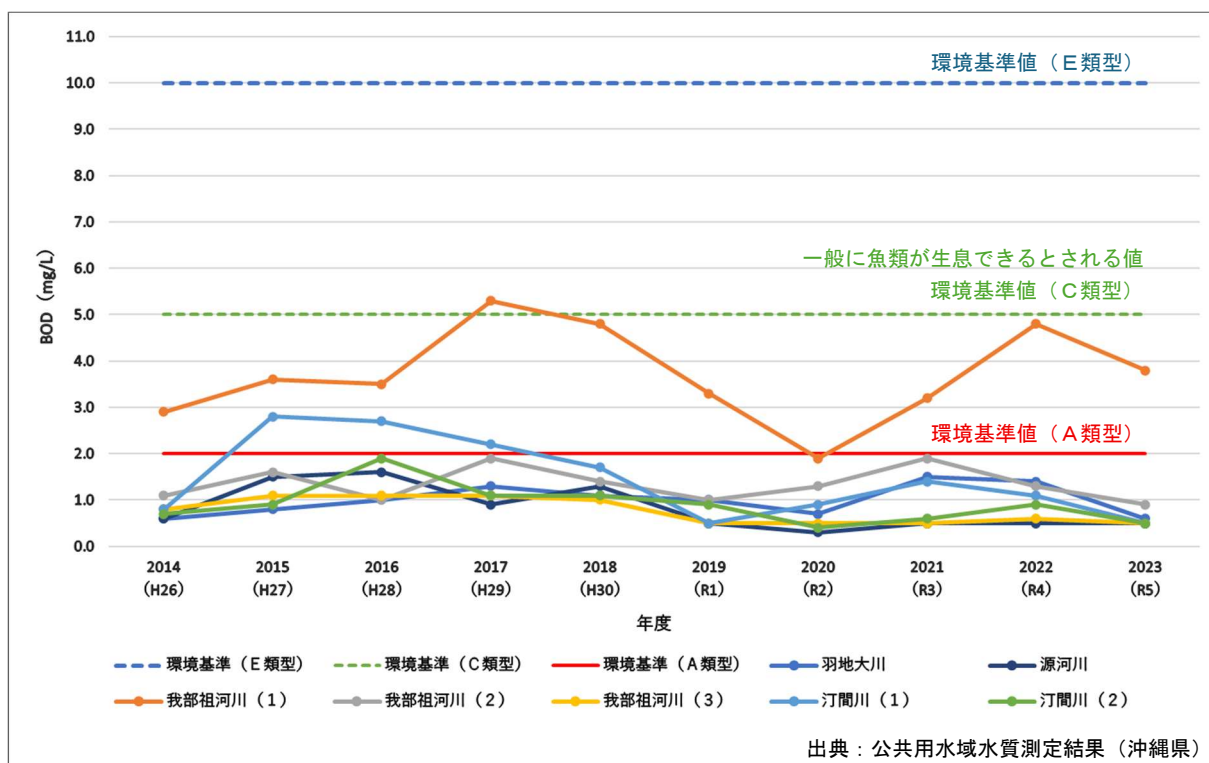
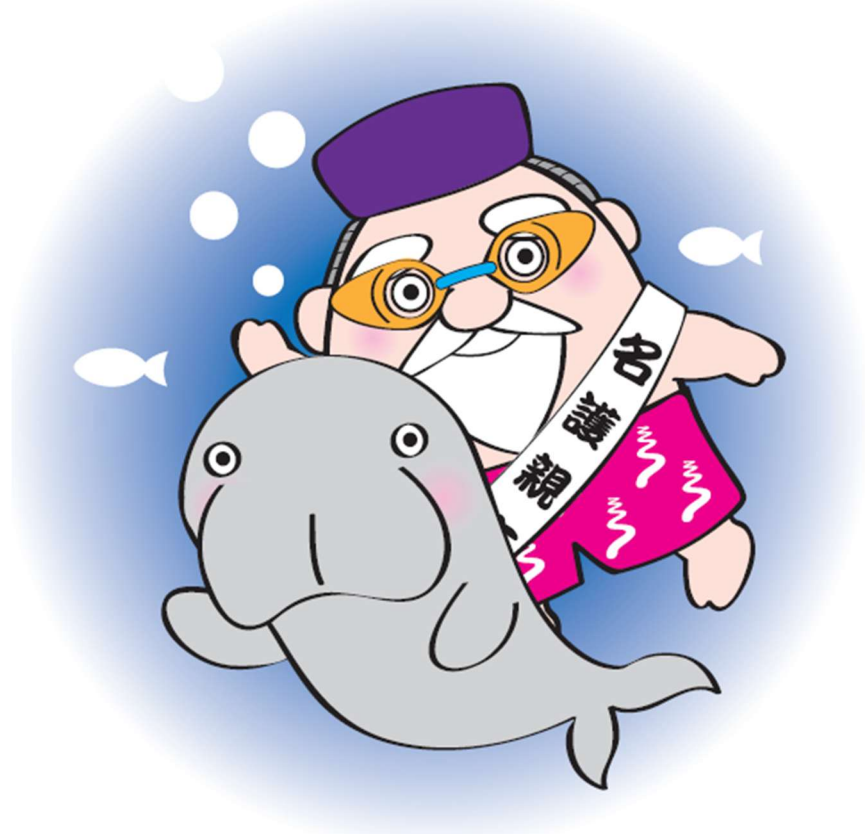


図 2.16 本市における河川の水質状況 (BOD)

表 2.4 生活環境の保全に関する環境基準（河川 BOD のみ抜粋）

項目 類型	利用目的の適応性	生物科学的 酸素要求量 (BOD)
AA	水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/L 以下
A	水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及 び水産 3 級の水産生物用 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下
B	水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L 以下
C	水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L 以下
D	工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L 以下
E	工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生 じない限度	10mg/L 以下

出典：環境省



④騒音・振動・悪臭の苦情件数（図 2.17）

本市における公害苦情件数については、悪臭が最も多く、次いで騒音、振動に関する苦情が最も少なくなっています。

年度によって増減はあるものの、悪臭に関する苦情、騒音に関する苦情ともに、2024（令和6）年度は、2020（令和2）年度に比べ60%以上減少しています。また、2023（令和5）年度以降は振動に関する苦情は寄せられていません。

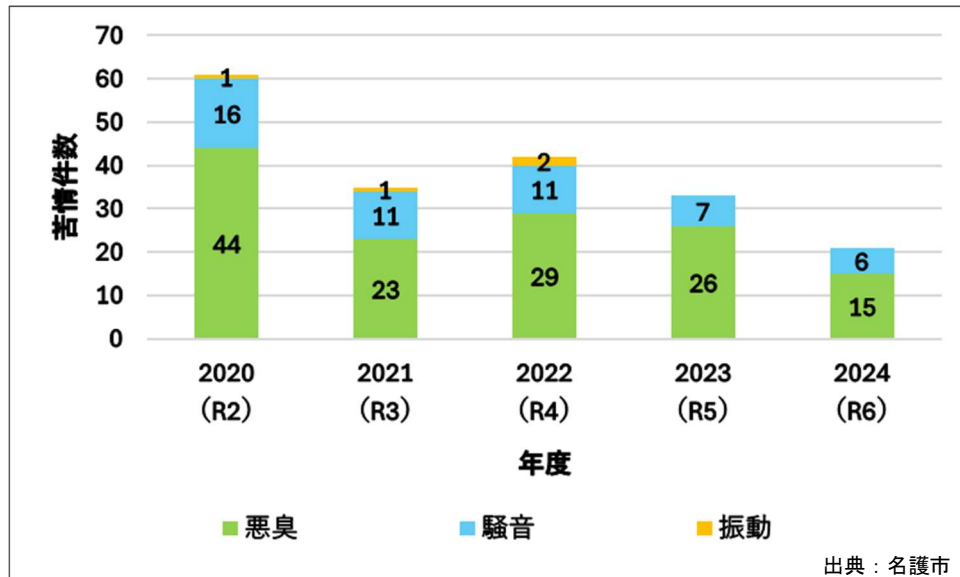
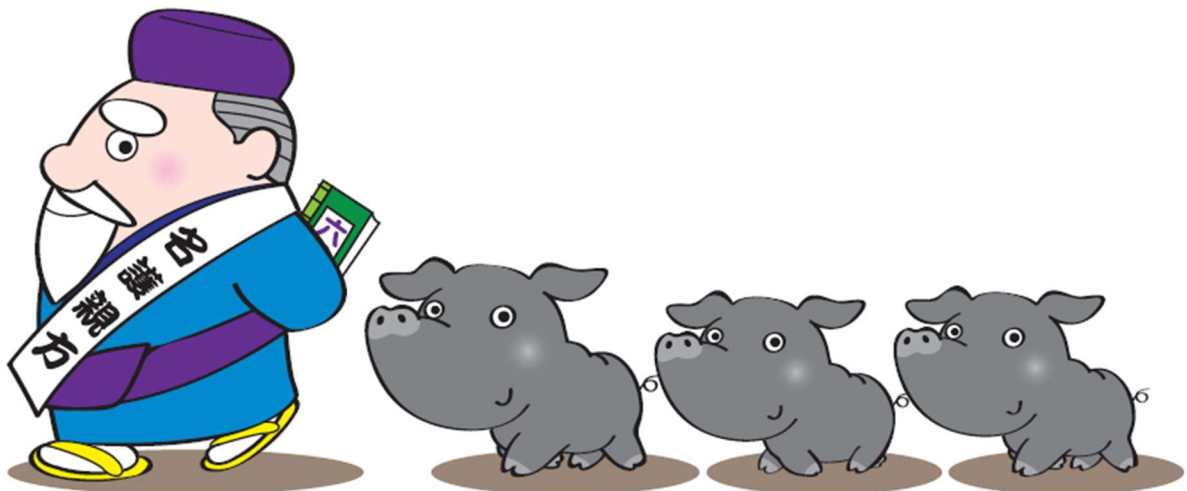


図 2.17 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数

⑤基地に由来する騒音等について

市民の安全・安心を守る立場から、米軍航空機が学校や住宅地の上空を飛行することによる騒音及び演習場における廃弾処理、訓練による射撃音・爆発音などの騒音等について、情報収集に努めるとともに、米軍人等による事件・事故等を含めた基地問題全般について、市民の暮らし、産業活動等の生活環境及び自然環境に影響を及ぼすことがないように、国に対する要請を行う等適切な対応が求められます。



⑥ごみ

1) ごみ排出量 (図 2.18)

本市のごみ排出量は、年度ごとの微増減はみられるものの増加基調にあり、その要因については、過剰包装、使い捨て商品の増加や安価な生活雑貨の増加及び買い換え頻度の増加などの社会的要因が考えられます。

一方、本市特有の要因として、人口の増加率より世帯数の増加率が高い(図 2.5 及び図 2.6 参照)ことから、単身世帯を中心に増加していることが考えられ、コンビニ等の弁当やパン、おにぎり等の消費が多いと予想されることから、包装や食品等のごみの増加につながっていると考えられます。

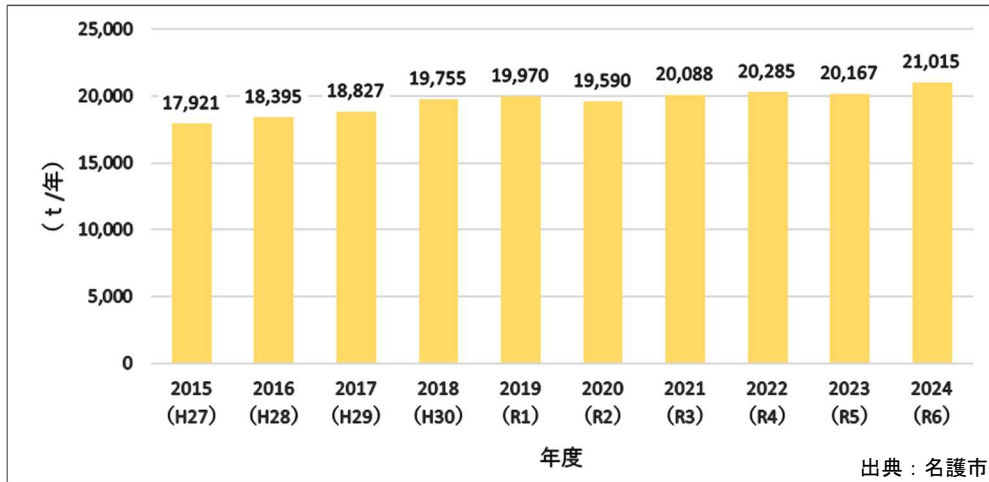


図 2.18 本市におけるごみ排出量の推移

2) 1人1日あたりのごみ排出量 (図 2.19、図 2.20)

本市の1人1日あたりのごみ排出量は家庭系ごみが増加傾向にある一方、事業系ごみは増減を繰り返しながらも、概ね横ばいで推移しています。

なお、2020(令和2)年度～2021(令和3)年度の家系系ごみの増加及び事業系ごみの減少は、コロナ禍の外出自粛に伴う在宅時間の長期化や、生活様式の変化が主な要因だと考えられます。

市町村別の1人1日あたりのごみ排出量については、本市の家庭系ごみ排出量は沖縄県内41市町村の平均値を下回っています。一方、本市の事業系ごみ排出量は沖縄県内41市町村の平均値を上回っています。

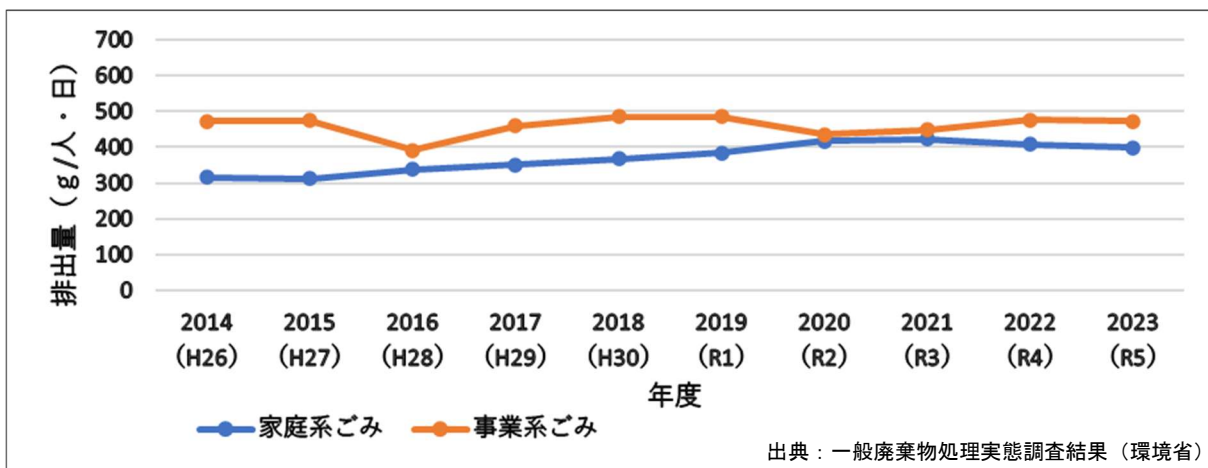


図 2.19 本市における1人1日あたりのごみ排出量

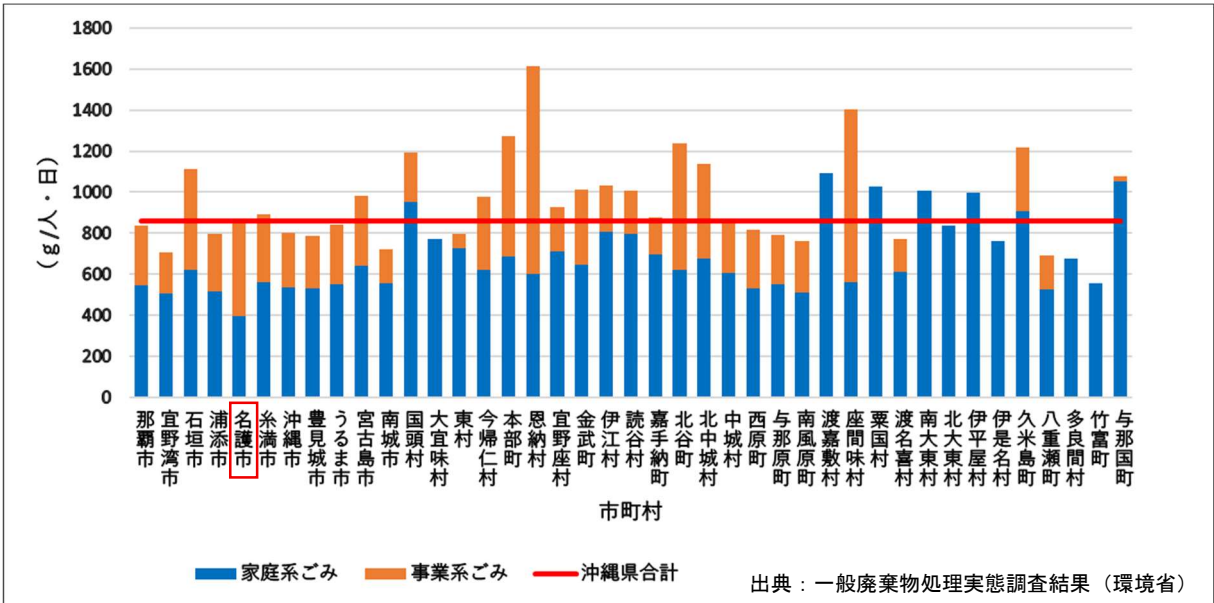


図 2.20 1人1日あたりの家庭系及び事業系ごみ排出量（2023（令和5）年度 市町村別）

3) 家庭系食品ロス量推計値（図 2.21）

本市における1人1日あたりの家庭系食品ロス量推計値は、統計調査を開始した2021（令和3）年度以降の全ての調査年度において、沖縄県内41市町村で最も低い値となっており、市町村平均推計値の50%に満たない数値となっています。

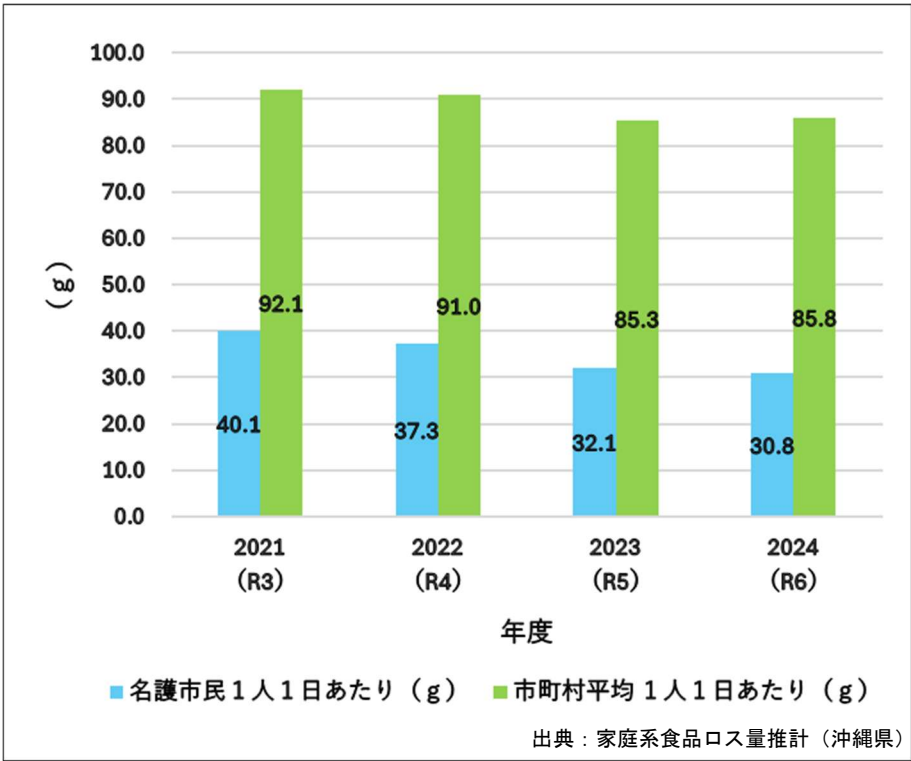


図 2.21 家庭系食品ロス量推計値（1人1日あたり）

⑦地球温暖化

近年、世界各地で記録的な高温や大雨などの異常気象が頻発しています。

地球温暖化による気候変動への影響が、気象災害の激甚化・頻発化のリスクを増大させるとともに、熱中症増加による健康への影響や農林水産業、生態系への影響なども懸念されています。

本市をはじめ、日本、世界の年平均気温は上下の変動を伴いながらも上昇基調にあります。

温室効果ガス排出量の推計結果（第6章参照）については、2013（平成25）年～2019（令和元）年まで年ごとに増減があるものの、温室効果ガス排出量は微増傾向がみられます。2020（令和2）年～2022（令和4）年にかけては温室効果ガス排出量が急激に減少していますが、これはコロナ禍により社会活動が一部制限されていたことが要因として考えられます。

温室効果ガス排出の主な原因としては、火力発電や自動車など、化石燃料をエネルギー源として燃焼する過程で排出される大量の二酸化炭素が挙げられ、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは温室効果ガスである二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策の柱として重要な役割を果たしております。

⑧環境教育の実施状況

本市での環境教育（出前講座など）の開催数は、2024（令和6）年度に海岸清掃が44回、出前講座が9回開催されました。

2025（令和7）年度は、海岸清掃が19回、出前講座が2回開催されています。

■コラム②：生物多様性の保全と地球温暖化

地球では、過去に氷期と間氷期（気温が顕著に高い時代）が周期的に繰り返されてきました。この気候変動は、地球が受け取る太陽エネルギー量（日射量）の変動がきっかけとなって生じる、自然起因による気候変動と考えられています。

一方、20世紀後半からの温暖化の進行は過去の気温上昇と比較して速く、日射量の変動のみでは説明できず、大気中の温室効果ガス濃度の人為的な増加が主因であると考えられています。

そのため、このまま温暖化が続けば、人間社会の持続性が大きく損なわれる恐れがあります。また、人為的環境破壊（森林破壊や汚染など）によって生物の生息地が縮小し、遺伝子や種の多様性が減少することで、生態系の温暖化に対する脆弱性が高まっており、温暖化の進行は、さらなる種の絶滅をもたらすとされます。

温暖化と生態系の劣化が負のスパイラルとなって進行することで、利用可能な自然資源が減少し、人間社会はますます危機的な状況に立たされる可能性があります。人間自身が生物の中でも強く自然生態系に依存しており、その恩恵なくしては生存できない存在であることを十分に認識して、生物多様性保全及び回復のために、環境への負荷を低減させるライフスタイルに移行する努力が社会及び個人に求められています。

出典：「ココが知りたい地球温暖化 温暖化の科学 Q14 寒冷期と温暖期の繰り返し 回答者：横島徳太、阿部学（国立環境研究所 地球環境センター 2023（令和5）年12月）

「ココが知りたい地球温暖化 気候変動影響編 Q8 温暖化と生物の絶滅 回答者：五箇公一」（国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォーム 2024（令和6）年9月）

2-2 市民の環境に対する意識

(1) 市民意識調査

①調査概要

市民意識調査概要は下記のとおりです。

表 2.5 市民意識調査概要

目的	市民の自然環境・生活環境に関する関心・認識及び行動を把握し、本計画策定の基礎資料とする。
調査対象	名護市民（市内在住者）及び名護市内に在勤・在学する者
実施期間	令和7年11月1日（土）～11月30日（日）
配布・回収方法	配布：広報誌「市民のひろば」へweb回答用QRコード掲載及び各公民館・各支所に調査票を設置 回収：Googleフォーム及び調査票の回収
配布・回収状況	配布：約33,000世帯 回収数：604件



②意識調査結果

1) 本市の環境について（単一回答）

「現在の状況」と「10年前の状況」との比較を下記に示します。

a. 不法投棄

現状は「よく見る」(46.0%)が最も多く、10年前と比較すると「ほとんど見ない」(25.7%)が「よく見る」(22.4%)を上回る結果となりましたが、引き続き不法投棄抑制に向けて、市、市民及び事業者が協働して努めていく必要があります。

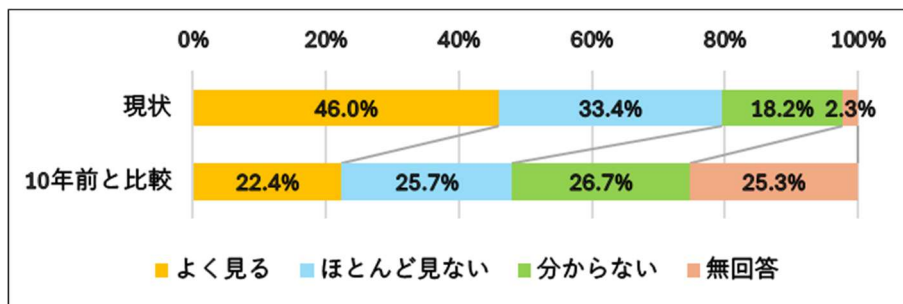


図 2.22 不法投棄に関する意識

b. ポイ捨て

現状・10年前と比較ともに「よく見る」が最も多く、現状では63.4%の人がポイ捨てを「よく見る」という結果となりました。

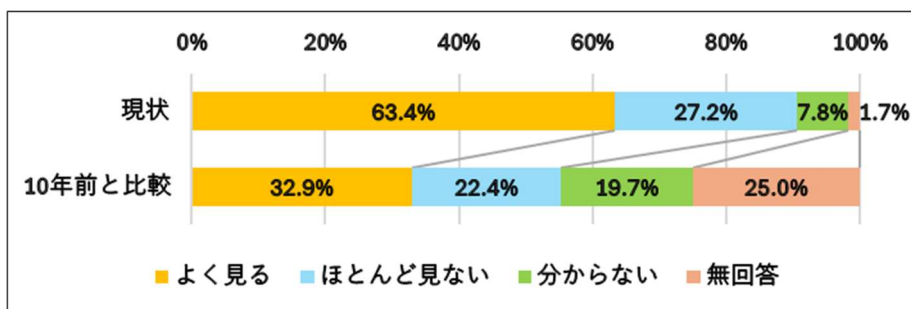


図 2.23 ポイ捨てに関する意識

c. 海岸漂着ごみ

現状・10年前と比較ともに「よく見る」が最も多く、現状では57.3%の人が海岸漂着ごみを「よく見る」という結果となりました。

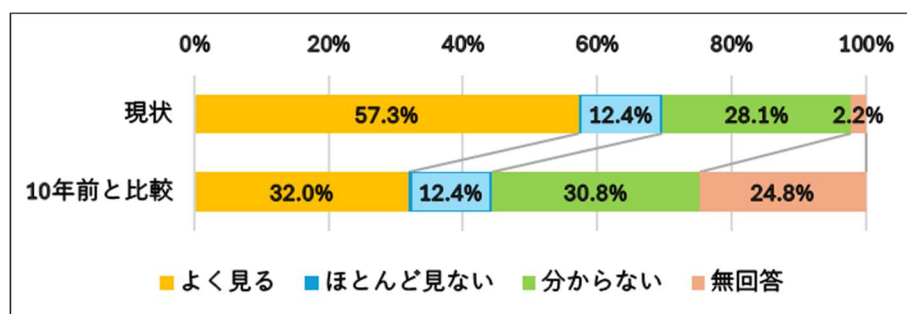


図 2.24 海岸漂着ごみに関する意識

d. 山・海・川などの自然

現状は「豊か」(78.1%)が最も多く、10年前と比較すると「少ない」(29.0%)が最も多い結果となりました。

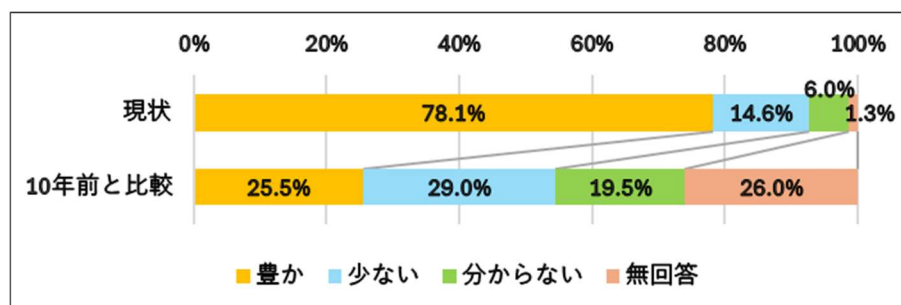


図 2.25 山・海・川などの自然に関する意識

e. 市街地の緑

現状は「多い」(45.7%)が最も多く、10年前と比較すると「少ない」(34.3%)が最も多い結果となりました。

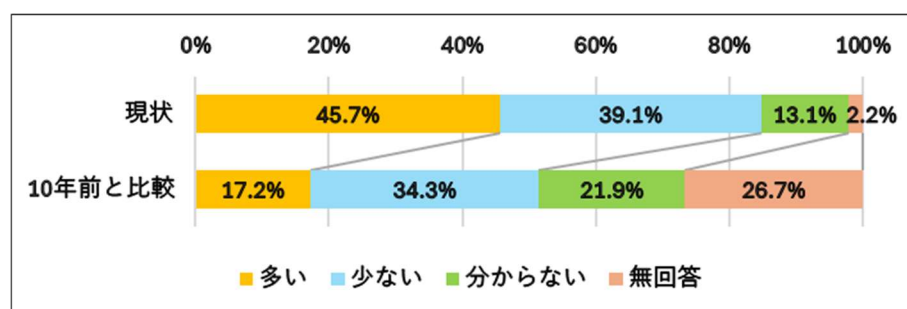


図 2.26 市街地の緑に関する意識

f. 防災インフラ

現状は「弱い」(55.1%)が最も多く、10年前と比較しても「弱い」(27.6%)が最も多い結果となりました。

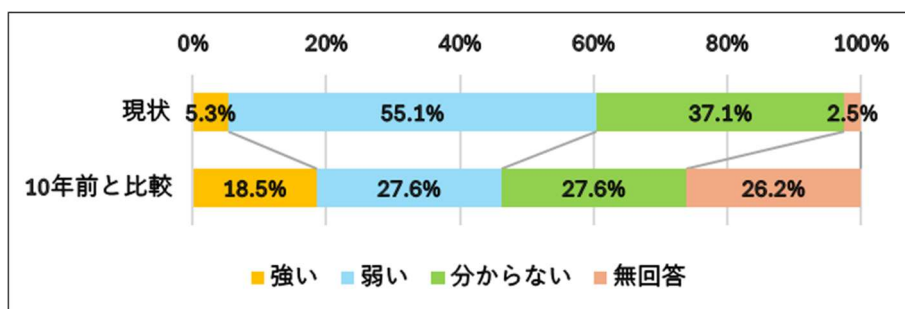


図 2.27 防災インフラに関する意識

g. 公共交通

現状は「不便」(49.3%)が最も多い一方、10年前と比較すると「便利」(23.5%)が最も多い結果となりました。

コミュニティバス「なご丸」の運行により、10年前より便利と感じている市民が多いと推測されます。

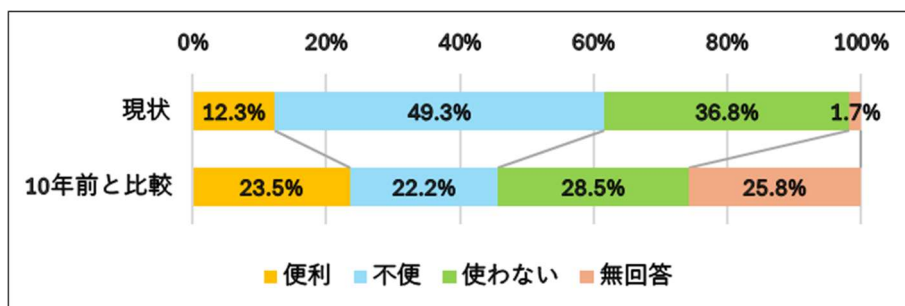


図 2.28 公共交通に関する意識

2) 生活の中で感じる環境問題（3つ選択）

「ごみ問題」（58.3%）が最も多く、次いで「地球温暖化、気候変動」（46.0%）、「騒音・振動」（35.9%）が多い結果となりました。

「ごみ問題」を選択した市民は半数以上にもなり、生活に大きく影響する問題と言えます。

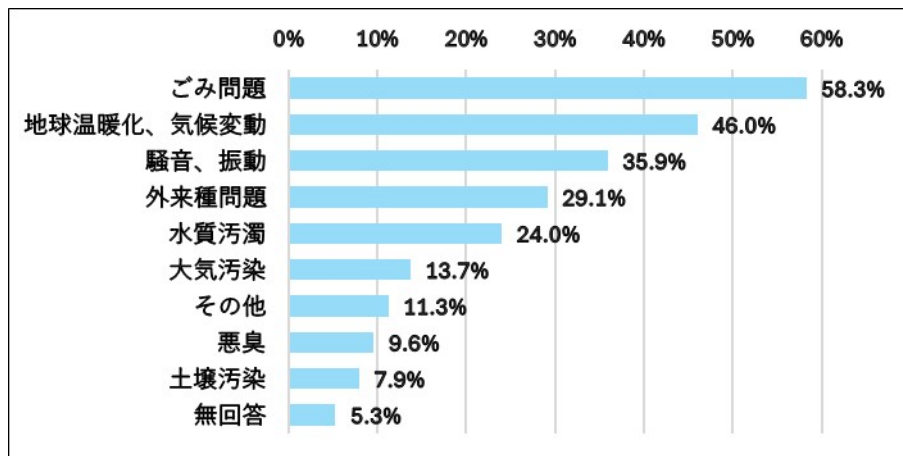


図 2.29 生活の中で感じる環境問題

3) 心がけている行動（複数回答）

さまざまな環境問題について「市民が心がけている行動」を下記に示します。

a. ごみ問題に関する行動

「リサイクル」（67.5%）が最も多く、次いで「リフューズ」（66.7%）、「リデュース」（64.2%）が多い結果となりました。4Rのうち、「リユース」（39.2%）に関する取組が最も少ない結果となりました。

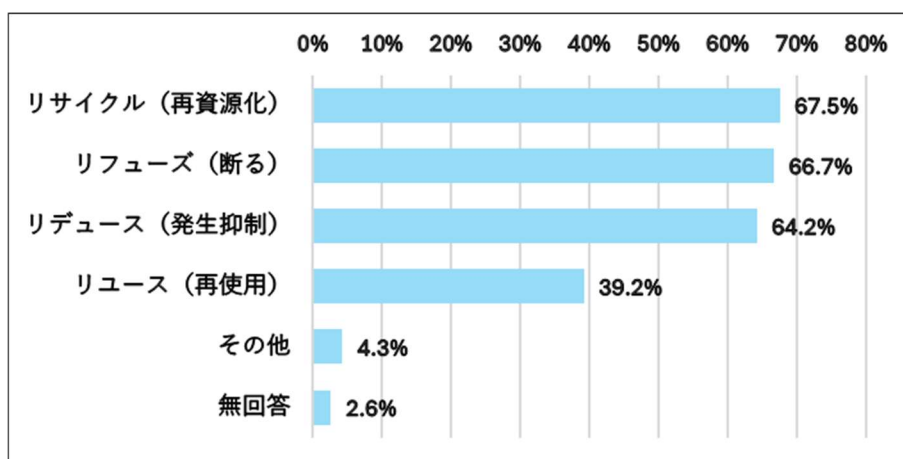


図 2.30 ごみ問題に関する行動

b. 地球温暖化問題に関する行動

「省エネ」(72.0%) が最も多く、次いで「エコドライブ」(35.4%) が多い結果となりました。

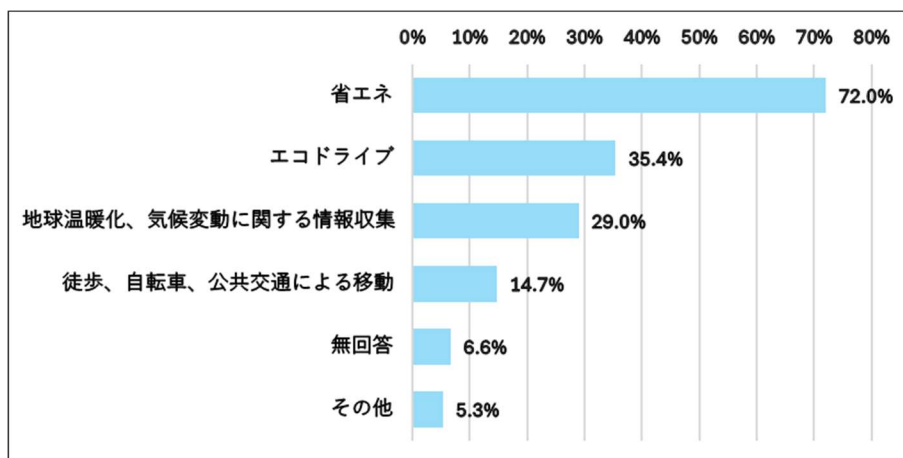


図 2.31 地球温暖化問題に関する行動

c. 生物多様性問題に関する行動

「外来種対策」(46.5%) が最も多く、次いで「自然(生き物)に触れる」(37.3%) が多い結果となりました。

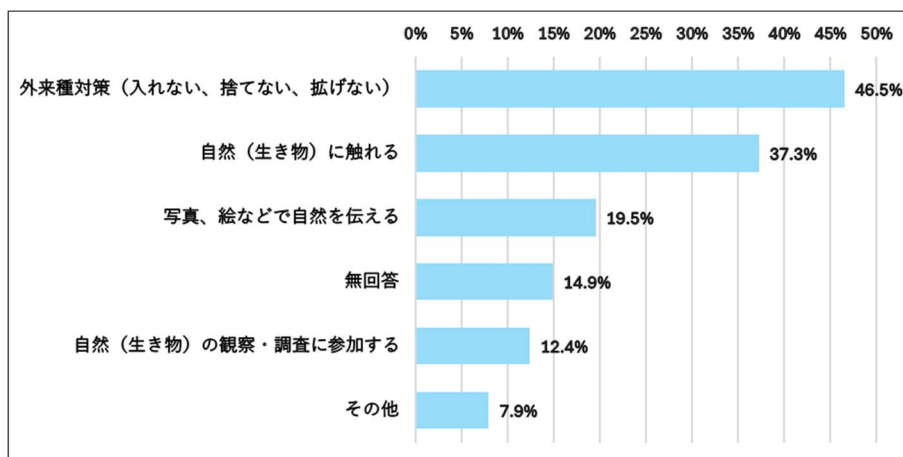


図 2.32 生物多様性問題に関する行動

d. その他の行動

「環境に配慮した商品を選ぶ」(52.3%)が最も多い結果となりました。

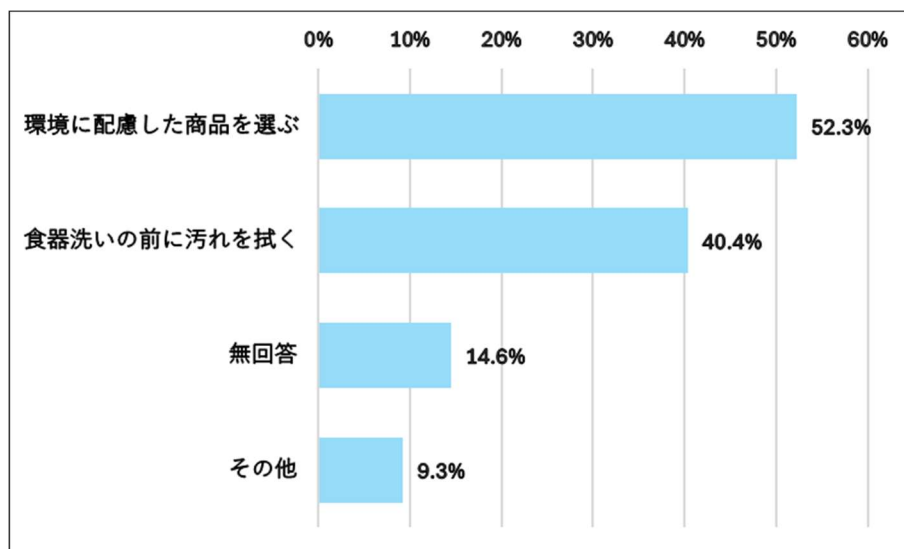


図 2.33 その他の行動

4) 今後の本市の望ましい姿(3つ選択)

「豊かな水循環の保全」(65.7%)が最も多く、次いで「不法投棄、ごみのポイ捨てがない」(54.5%)、「自動車を利用しなくても移動しやすい」(33.8%)が多い結果となりました。

市民が感じている環境問題と同様に、より市民生活と関わりが深い生活環境問題の解決や、利便性の向上が求められていることが伺えます。

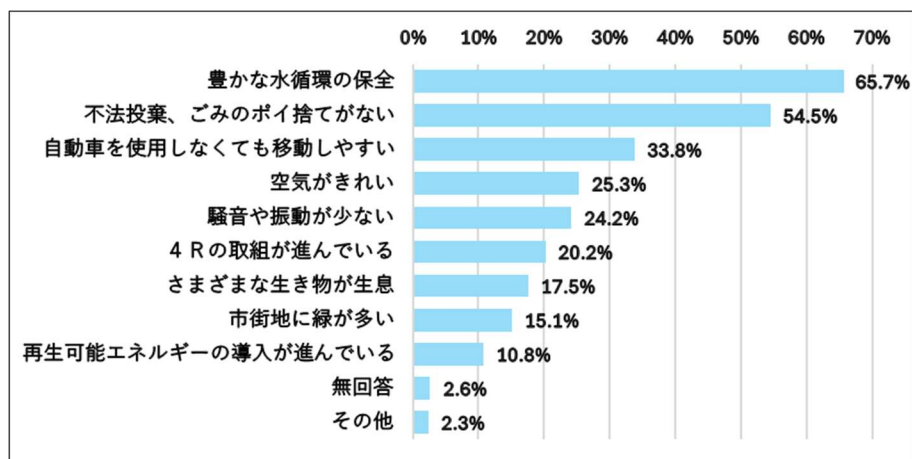


図 2.34 本市の望ましい姿

5) これまでの環境美化活動等の取組への参加状況（単一回答）

環境美化活動等への参加については、約半数の市民が参加した事があるとの結果になりましたが、より多くの市民が参加するよう環境美化についての意識醸成を図ることが求められます。

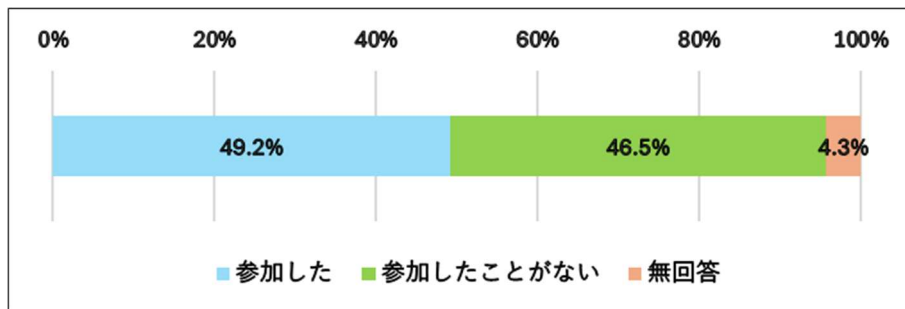


図 2.35 環境美化活動等の取組への参加状況

6) 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況（単一回答）

多くの市民（約 80%）が、本市の情報発信について見たことがあるということが分かりました。

市、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むため、より多くの市民へ届くよう情報発信を行うとともに、これらの仕組みを効果的に運用していくことが求められます。

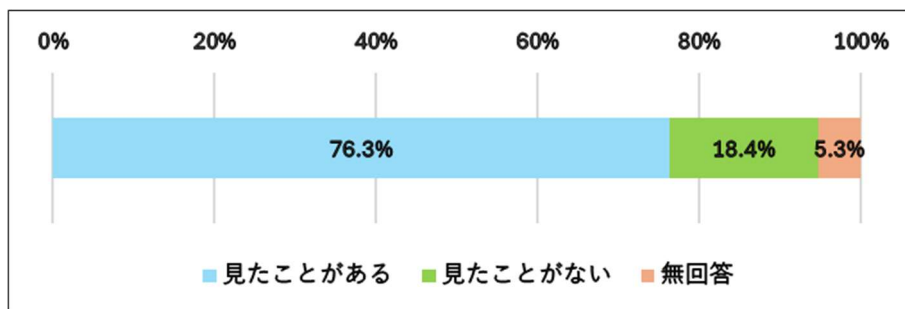


図 2.36 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況

(2) 事業者意識調査

①調査概要

事業者意識調査概要は下記のとおりです。

表 2.6 事業者意識調査概要

目的	市内事業者の自然環境・生活環境に関する関心・認識及び行動を把握し、本計画策定の基礎資料とする。
調査対象	名護市内に事業所・営業所等を有する事業者
実施期間	令和7年11月1日(土)～11月30日(日)
配布・回収方法	配布：①名護市商工会の会員へ調査票を送付 ②名護市観光協会の会員へメールにて依頼 ③直接配布 回収：Google フォーム及びFAXにより回収
配布・回収状況	配布：約1,800社 回収数：31件



②意識調査結果

1) 環境保全に関する取組（複数回答）

a. ごみ問題

回答があった事業者においては、「ごみの分別・リサイクル」(80.6%)が最も多く、次いで「省資源（ペーパーレス化など）」(48.4%)が多い結果となりました。

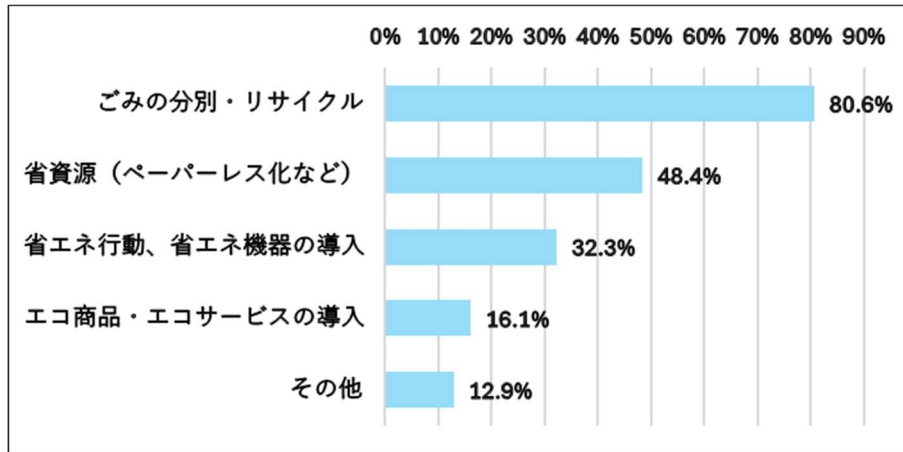


図 2.37 ごみ問題に関する取組

b. 地球温暖化問題

回答があった事業者においては、「CO₂排出削減」(41.9%)が最も多く、次いで「エコカーの導入」(29.0%)が多い結果となりました。

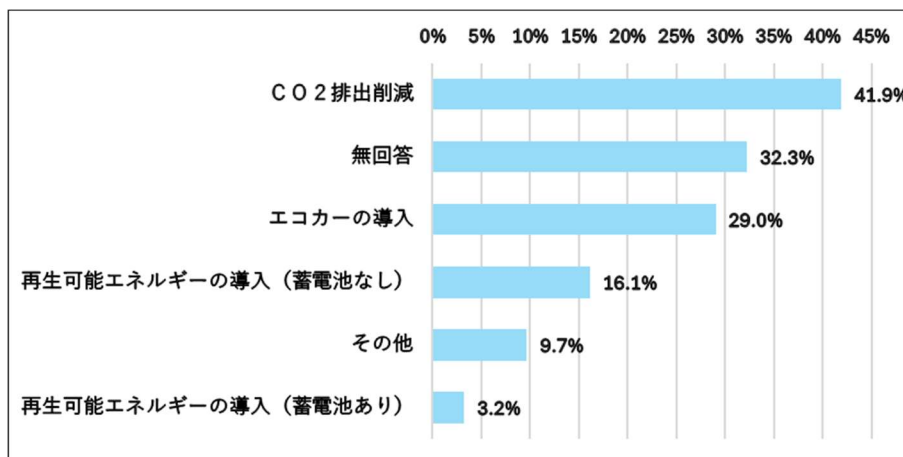


図 2.38 地球温暖化問題に関する取組

c. その他

回答があった事業者においては、「ボランティア活動」(54.8%)が最も多く、次いで「特に取り組んでいない」(29.0%)が多い結果となりました。

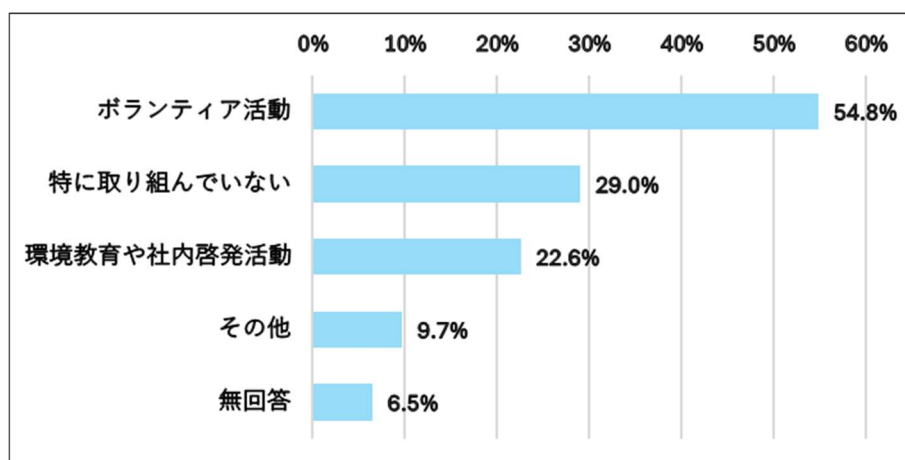


図 2.39 その他の取組

2) これまでの環境美化活動等の取組の実施状況(単一回答)

回答があった事業者のうち、41.9%の事業者が環境美化活動等の取組を会社で実施したということが分かりました。

市、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むためには、より多くの事業者が会社単位で実施しやすい仕組みづくりが求められます。

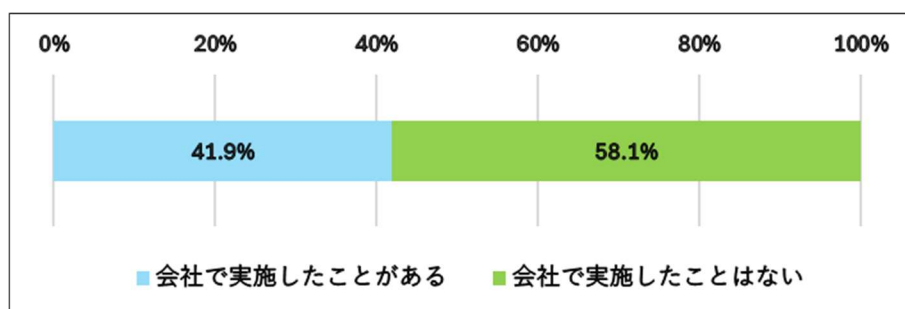


図 2.40 これまでの環境美化活動等の取組の実施状況

3) 環境への取組を進める上での問題（複数回答）

回答があった事業者においては、「人手が足りない」（67.7%）が最も多く、次いで「知識・情報の不足」（45.2%）が多い結果となりました。

事業者の時間的負担や、経済的負担等を軽減し、導入後のメリットに関する普及啓発を行い、取組を推進していくことが求められます。また、事業者の業務と相乗効果（経費削減・業務効率化）が見込めるような取組を推進していくことが求められます。

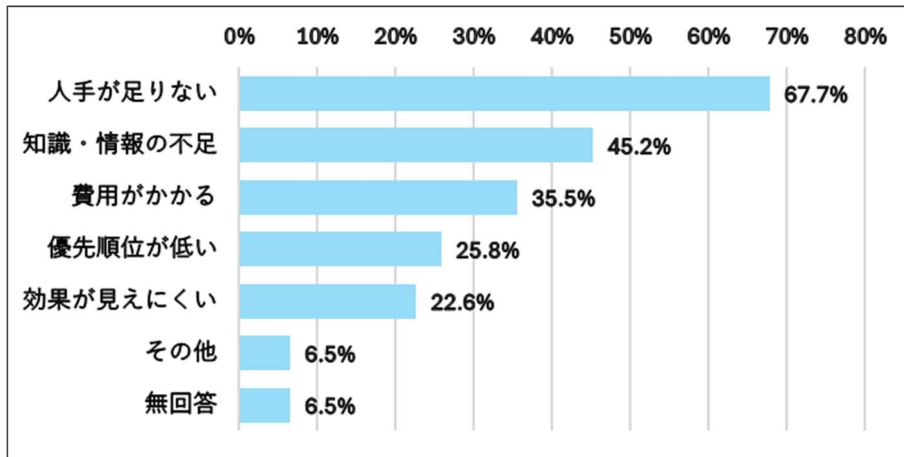


図 2.41 環境への取組を進める上での問題

4) 本市が推進すべきだと思う環境施策（単一回答）

回答があった事業者においては、「環境保全と経済活動の両立」（35.5%）が最も多く、次いで「自然環境の保全（海・山・川など）」（22.6%）が多い結果となりました。

事業者の経済的負担等を軽減し、導入後のメリットに関する普及啓発を行い、取組を推進していくことが求められます。また、事業者の業務と相乗効果（経費削減・業務効率化・経済効果）が見込めるような取組を推進していくことも求められます。

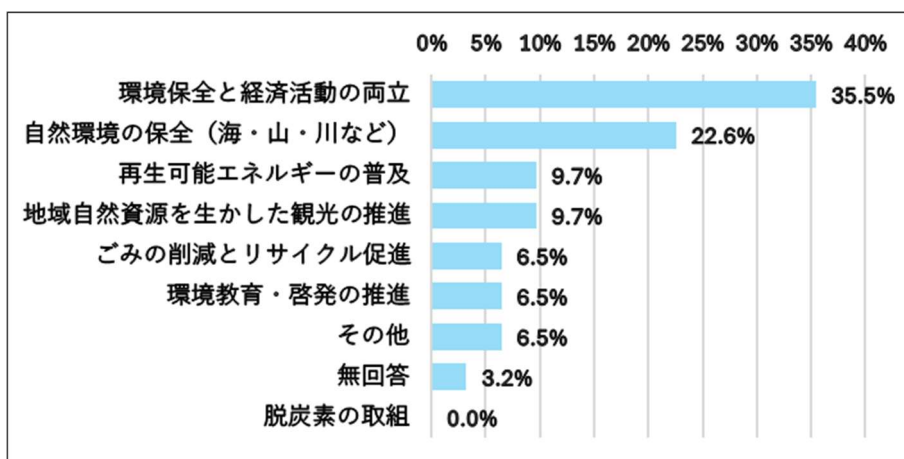


図 2.42 本市が推進すべきだと思う環境施策

5) 今後の「自然環境の保全及び生活環境の創造」に関する活動に協力する意向（単一回答）

回答があった事業者においては、「内容によっては協力したい」（67.7%）が最も多く、次いで「積極的に協力したい」（22.6%）が多い結果となりました。

回答があった事業者のうち、90%以上の事業者が「協力したい」という意識があるということが分かりました。

市、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むため、より多くの事業者へ、今後の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する活動に協力を求めていく必要があります。

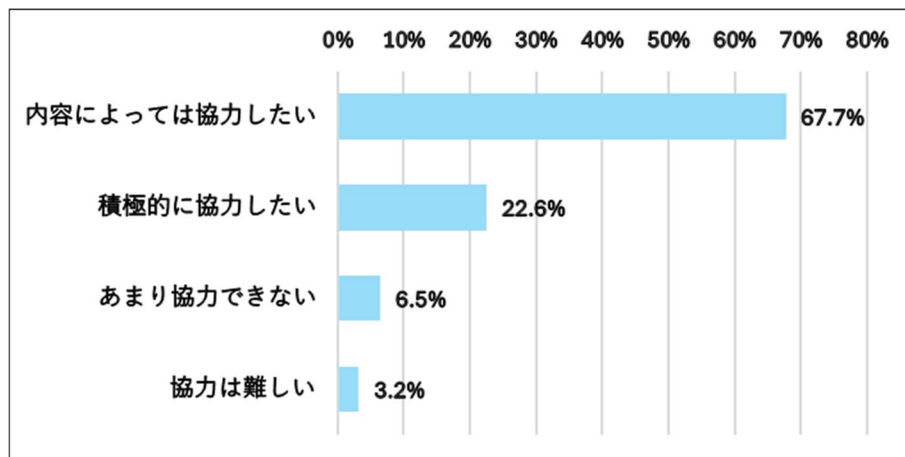


図 2.43 今後の「自然環境の保全及び生活環境の創造」に関する活動に協力する意向

6) 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況（単一回答）

回答があった事業者のうち、90%以上の事業者が本市の情報発信について見たことがあるということが分かりました。

市、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むため、より多くの事業者へ情報発信を行うとともに、これらの仕組みを効果的に運用していくことが求められます。

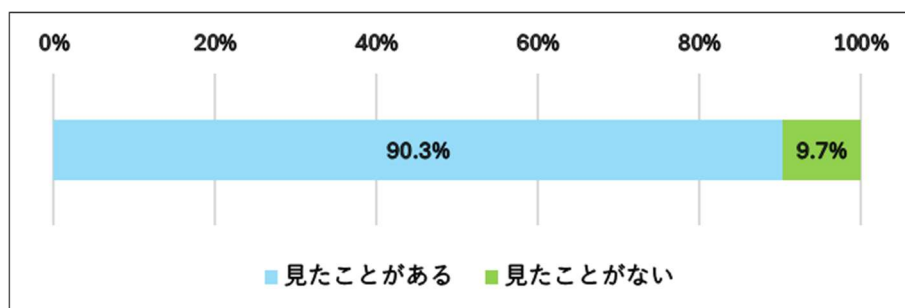


図 2.44 本市の環境問題に関する取組やごみの分別などの情報発信の確認状況